

平成31年3月18日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第2日)

出席議員 (10名)	1番 鈴木千春 2番 大川徹也 3番 原直弘 4番 吉田豊 5番 田中静雄 6番 原田希 7番 吉富隆 8番 大川隆城 9番 寺崎太彦 10番 中山五雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 副町長 森悟 教育長 野口敏雄 会計管理者 森園敦志 総務課長 高島浩介 まち・ひと・しごと課長 河上昌弘 財政課長 坂井忠明 建設課長 三好浩之 産業課長兼 日高泰明 住民課長 福島敬彦 農業委員会事務局長 健康福祉課長 江島朋子 税務課長 小野清人 教育委員会事務局長 吉田淳 生涯学習課長 矢動丸栄二 文化課長 中島洋
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二宮哲次 議会事務局係長 江崎智恵

議事日程 平成31年3月18日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 議案第18号 町道路線の認定について訂正の件

日程第2 追加議案一括上程 提案理由の大要説明

（議案第19号・議案第20号）

日程第3 一般質問（町行政事務全般について）

第1回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	7番 吉富 隆	1. まち・ひと・しごと創生総合戦略及び、農業関連事業について 2. ふるさと納税について 3. 上峰イオン跡地関連について 4. 上峰町小・中学校携帯電話持込みについて
2	3番 原 直弘	1. 英語検定料補助及びスタディクーポン事業について 2. 町道整備について 3. 中心市街地の再開発について
3	4番 吉田 豊	1. 急傾斜地防災対策 2. 種苗法廃止に伴う今後の取り組み 3. 老人福祉対策 4. ふるさと納税
4	2番 寺崎太彦	1. 地域振興について 2. 定住者促進について 3. 防災対策について 3. 道路・公共交通について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第18号 町道路線の認定について訂正の件

○議長（中山五雄君）

日程第1. 議案第18号 町道路線の認定について訂正の件、これを議題といたします。  
町長からの説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案第18号 町道路線の認定について、この議案につきましては、当該議案のですね、一部を訂正させていただきたく、措置をお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号 町道路線の認定について訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号 町道路線の認定について訂正の件を許可することに決定いたしました。

## 日程第2 追加議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第2. 追加議案一括上程、提案理由の概要説明。

追加議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

追加議案の提案をさせていただきます。

---

### 議案第19号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2558番地65

氏 名 片 渕 賢 司

生年月日 昭和34年1月9日

平成31年3月18日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

続きまして、

---

### 議案第20号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2558番地143

氏 名 衛 藤 知 子

生年月日 昭和47年4月30日

平成31年3月18日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

以上、2議案を追加提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

ただいま町長より2議案が一括上程されました。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に進みます。

**日程第3 一般質問**

**○議長（中山五雄君）**

日程第3. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、7番吉富隆君よりお願いいたします。

**○7番（吉富 隆君）**

皆さんおはようございます。ただいま議長から質問の時間を許可いただきましたので、質問をさせていただきます。大きく4点ほど通告をしておりますので、通告順に従って質問をさせていただきます。

平成最後の議会になろうかというふうに考えております。非常にこの平成30年におきましては自然災害、また人的災害の多い30年間ではなかったろうかなというふうに思っております。そういった中で、我が町もこういったことについてはやっぱり今後対策を練るべきではなからうかなというふうに考えているところでございます。

早速質問をさせていただきます。

大きく1番目にまち・ひと・しごと創生戦略についてでございますが、特に農業関連について質問をさせていただきます。

要旨の1番目につきましては、【まちづくりビジョン1】について質問をさせていただきます。2番目に【まちづくりビジョン2】ということで質問をさせていただきます。3番目に【まちづくりビジョン3】について質問させていただきます。これは平成27年度の10月に詳しく取り上げをされております。その中でいまだに3年間たっても前に進んでいないよう

な感じがいたしますので、質問をさせていただきます。

それから、2番目にふるさと納税についてでございますが、今現在の進捗状況についてお尋ねをさせていただきます。

それから、総務省の通達について、今どのようなことになっているのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、3番目に上峰町イオン跡地関連についてでございますが、これも要旨の1番に進捗状況についてお尋ねをさせていただきます。

2番目に、無償譲渡についてどのように今なっているのか。新聞報道についてぐらいにしかわかっておりませんので、お尋ねをさせていただきます。

それから、今後、町の考えでございますが、いろいろと行政としては考えがあるだろうと思います。そういったことについてお尋ねをさせていただきます。

4番目に、大きい案件になろうかなと思います。九州地区防衛基地について町の考えにリンクをできないものか、質問をさせていただきますと同時にですね、非常にこのイオン跡地の問題については、10年、20年の先を見据えた上での考えであろうかなというふうに考えております。そういう中に、この防衛施設ですね、九州地区の防衛施設基地の建設はできないものか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

それから4番目に、上峰小、中学校携帯電話、スマホの持ち込みが今現在は禁止をされておりますが、国会の話の聞けば解禁になるであろうというふうに思います。解禁になったときに教育委員会としてどう取り扱いをされるか、お尋ねをさせていただきます。

以上4点、よろしく願いをいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

それでは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び、農業関連事業について、その中の1番目、【まちづくりビジョン1】について、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。吉富議員の質問事項1、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び、農業関連事業について、要旨1、【まちづくりビジョン1】についてに関して答弁をいたします。

【まちづくりビジョン1】は仕事づくりとしております。新たな産業の拠点づくりを推進していくものです。佐賀県において進出したい事業者の御紹介などがなされる流れというものを形成しておりますが、企業の進出要件などを精査、調整することが肝要になるだろうと思っております。また、バイオマス産業に参入したいとの相談がされている事業者がございます。発電事業者やコンサルタントと別途協議、調整されている旨を伺っているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま創生室長より御回答をいただきましたけれども、これは27年ですかね、27年の10月に議会に出てきている問題でございますが、もう3年を過ぎておりますよね。

そういう中で、具体的な施策ということで、新たな産業の拠点づくりということでお示しを行政からあっております。その中で、農業関連の誘致、バイオマス企業の誘致等々が上げられております。3年間前に進んでおりませんので、今後どのようにされていくのか、お尋ねをいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

お尋ねのバイオマス産業の誘致につきましては、もう議員御紹介をいただきました、吉富議員から御紹介をいただきました企業さんをベースにですね、この総合戦略をつくっておったところでございます。

しかしながら、2年ほど前に、私の選挙を迎える直前でこの話が頓挫をしまして、以来、その業者さんと連絡が不通になっている状況でございますが、その後ですね、またその間に入ってくくださった方が、また何とかそういう思いを持っているということで、バイオマス産業誘致について熱心な取り組みをしていただいておりますので、これは民間と民間の話し合いをもとにですね、まずは土地の交渉であったり、必要な手続等があると思いますので、そこをまず見守っている状況でございます。進捗ができていないことについては、以上のような経緯だということで御説明申し上げます。（「農業関連の誘致は」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

執行部、答弁は。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

農業関連施設の誘致はということでの御指摘かというふうに思っております。

なかなか現状で先進的な農業地区という形での誘致にはこぎつけている状況ではないというふうには思っておりますけれども、後々また人づくりのほうにも加わってくるかと思えます。例えば、トレーニングファームとかの視察に関しましては、別途他の市町のほう、市のほうに視察研修などを行いまして、意欲的に取り組んでいるというような状況ではございますので、御理解のほどちょうだいしたいというふうに思っております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま町長よりバイオマス企業の誘致については御説明をいただきました。大変難しい問題とはいえ、積極的に取り組みを強くお願いをする次第でございます。今後ともよろしくお願いをしておきたいと思えます。

今、農業関連事業の誘致についてはですね、今現在やっているというふうなことでございますが、この問題につきましては、組織ができていていろいろと議論をしてきた経緯がござ

います。しかし、そのままの状態になっているんでお尋ねをするところでございます。非常に農業を営む方々についてはですね、この案件については物すごく期待をされておったわけでございます、今3年たっても表に出てこないんでね、ぜひともですよ、こういった関係についての組織もありますんで、ぜひとも先に進めていただきたいと。室長、今後のお考えをいま一度お尋ねいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

総合戦略、これ全てに言えることだと思いますが、5年間ですか、5年間の計画になってございますけれども、総合戦略を立てた、つくった時点では、さまざまな議論がある中で計画を立ててございますが、その後、拠点をつくる一つの場所がイオン跡地というところ集積をしていこうという流れになりまして、それが総合戦略をつくってから2年後のことでございます。以来、そこを中心にまず拠点をつくり、インキュベーション、あるいは仕事ができる環境をそこに設けていきたいと。トレーニングファームというのは、圃場については借りることを想定しながら、そのインキュベーションのところで仕事ができる環境を整えることで仕上げていきたいということで考えております以上ですね、少しばかりおくれております。中心市街地ができなければ道の駅もできないということで、これの完成が早くとも31年夏以降ということであれば、総合戦略期間内には実現が不可能だということになってしまっておりますが、全てにおいてそうした経緯がございまして、現在のところ、その進捗を早めていくことに努力していきたいと考えてございます。

**○7番（吉富 隆君）**

今後につきましてですね、農業関連の誘致については2年後あたりになるだろうというふうな御回答でございました。イオンの跡地にそういった組織づくりを、拠点をここに持っていき、今後の対策を練っていくということで理解してよろしゅうございますでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

総合戦略がおくれている理由は先ほど申したとおりでございます、このおくれをできるだけ早く実施に変えていくためにもですね、我々行政としてこの総合戦略、目標に掲げている事項についてしっかりと取り組んでいきたいと考えてございます。

【まちづくりビジョン1】につきましては、農業関連、ICT産業の誘致というふうに掲載をさせていただいております。その他、その2、その3、その4とございますが、4はなかったかな。【まちづくりビジョン3】までございますけれども、それぞれ進捗を見ているものと見ていないものがございますけれども、見ていないものについては、できるだけ早い実施に向けて努力していきたいと考えてございます。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま町長より希望のある御答弁をいただいて、大変ありがたく感謝を申し上げます。

したがって、この問題につきましては、農業を営む方々の御希望でもございますので、一

日も早いこの関連企業の組織づくりをしていただくように強くお願いをして、この【まちづくりビジョン1】項目について質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

【まちづくりビジョン2】について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項1、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び、農業関連事業について、要旨2、【まちづくりビジョン2】についてに関して答弁をいたします。

【まちづくりビジョン2】はまちづくりとし、交流拠点である地域交流の施設や農産物の6次化など施策を展開するものです。現在、進捗しております中心市街地活性化事業の中でも地域振興施設の設置を行うよう鋭意準備を行っております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

これは1番から3番まで関連がありますが、あえて3つに区切って質問しているところがございますが、この【まちづくりビジョン2】につきましてはですね、交流拠点、いわゆる道の駅の設置というようなことで具体的な施策については明記をされております。それから、農産物の6次産業についても明記をきちっとされております。その中で、この財源に当たる問題も明記をされておりますよね。これはふるさと納税を原資としてとかいうこともされております。それから、加工工場の建設とか農産物の6次産業もきちっと明記をされておりますよね。そういったことも含めて御質問をさせていただいているわけでございますが、何せ1のところですね、町長の説明によれば、イオンの跡地に集約をしてやろうという考えであるようでございます。

しかしながら、今まで3年間もこれがなされてこなかったと。3年前にはイオンの跡地がですよ、このような状況になるということには我々は知る余地がなかったんですよ。だから、拠点づくりというのは、今はそういったイオンの跡地に集約をするということでございますけれども、ぜひともですね、このイオンの跡地の問題との関連もでございますが、それまでにやはりきちっとした形で議論をしていかないと、イオンの跡地に真っすぐ拠点をつくりますよということではなかなか難しい問題があるかと思えます。今後ですね、2年後ということで明記をされておりますので、それまでの対策についての議論は今後どのようにお考えでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ちょっと御質問の趣旨がわかりませんが、イオン跡地に道の駅等々、総合戦略の中身についてイオン跡地を中心に施策の実現を図っていくということについては今申し上げたわけ

じゃなく、昨年から申し上げてきた経緯で、それについては御理解をいただいていたものと、議員からは急いでやるようにというような御指導をいただいていたものと理解しておりました。

今申されました対策というのは、この総合戦略が策定された時点ではイオン跡地が候補地には当然上がっておりませんでしたので、この策定で別のところを3カ所ですね、大きな上峰町内を地区3つに分けて実施を検討してきた段階がございますけれども、それにまた戻して一つの場所で集約するというだけでなく、また新たな土地を検討する必要があるというような御理解での対策でしょうか。ちょっとよくわかりませんでしたけれども、とにかく私どもとしましては、過去の経緯からとりましても、このイオン周辺地に交流拠点を持ってきたいと。一番町内でも交通量が多く、町外に、域外に交流人口が見込めるエリアで、商業、公共施設、あるいは歴史的史跡、あるいは温泉施設等の幅広い人だまりの展開をつくりていきたいと考えてございます。

その中で、ここに総合戦略に書かせていただいておりますように、全てふるさと納税を原資にさせていただきながら、道の駅と加工場の設置、あるいはプロモーション協会だとか、そういう発信拠点にしていきたいと考えているところでございます。

#### ○7番（吉富 隆君）

町長から御説明をいただきましたけれども、2年後ですね、イオンの跡地に集約するというところでございますので、その2年間の間ですよ、どういう議論をされるのかですね。組織が今でも生きているものと思いますよね、この案件につきましては。議論を何回かしていますもんね。そういうところでございますので、2年間後にということでございますが、これ2年間になるかどうかは私も疑問をちょっと持っているのはですね、今後また質問をさせていただくこととなりますが、イオンの跡地についてはどのように進捗になっているか我々わかりません。しかしながら、今の答弁では、2年後にはイオンの跡地に集約をするという御回答でございますので、それは理解をします。しかしながら、2年間の間、こういったこの組織を動かしていくか質問をしているところでございますので、よろしく申し上げます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

総合戦略委員会の中でもですね、必ず年に一度は総合戦略の効果検証というものを行っております。昨年11月に開催をさせていただいたところです。また、あわせ持ちまして、こういった農産物関係につきましては、農業の就業数であったり推移、作付面積、そういったものと、あと統計面ですね、そういったものの調査を鋭意進めておりまして、また、キラコンテンツとなり得るような果樹、畜産、花卉に関する調査、あとは出品調査、加工品につきましては商工会にも相談を行ったりとか、あとは商工会委員の業種分類とか出品可能性品目調査、あるいは製造許可確認、あと出品調査などを行いまして、ヒアリング調査として施設の期待度調査、それから、出品調査、テナント意向調査、こういったものも行っているという

状況でございます。それで、全量調査等を既にもう手がけておまして、そういったものの成果がもうじき出てくるだろうというふうに思っておりますので、そういった成果もあわせ持ちながらいろいろ議論の俎上に上げていきたいと。このようにして検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

いろいろと行政においても御都合があらうかなと思います。これ1本にね、行政がかかって議論をすることもなかなか難しいかなとは感じますが、今まで3年間議論がなされているようではございますが、この組織はですよ、前と変わったんでしょうか、総合戦略の組織づくりというのは。議員も中にメンバーに入っていたと思うんですが、その組織がわかればですよ、教えていただきたいのが1点ですね。

それから、イオンとの関連が出てきましたんで、積極的にこの議論を進めていただいて、よりよい農業が上峰町の発展のためにつながると思いますので、その後の農業に対するリーダーシップも行政でとっていただきたい。恐らく6人の議員さんはこの書類は持ってあると思うんですよね。そうしますと、1月の選挙で新しくなられた方々についてはこの資料はないと思うんで、できればコピーしてお渡しをしておいていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

総合戦略は住民に開かれたものでございますので、ネット上にもございます。事務局にネット上にあることをお伝えをしておきますけれども、また、総合戦略の委員につきましては、きょう質問の予定が上がっていませんでしたので、資料を持ち合わせておりませんが、後ほど議長様にお届けしたいと思っております。

**○7番（吉富 隆君）**

ぜひとも町長さん、今、御回答いただいたように御努力方をお願いしたいと思います。

非常にですね、今後の農業問題については、今後もまたいろいろと質問をする機会があるかなと思っておりますが、非常に難しい時期を迎えているのは事実でございますので、総合戦略の中に農業に取り組む姿勢はですね、ひしひしと私にとってはわかります。しかし、難しい問題が農業には今から出てくるであろうと予測をしますんで、この【まちづくりビジョン2】につきましてもですね、拠点づくり等々、また、農業の6次産業等々についても御審議方をですよ、積極的にしていただくよう強くお願いをし、この項を終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次に進みます。

3番目の【まちづくりビジョン3】について、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

吉富議員の質問事項1、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び、農業関連事業について、要旨3、【まちづくりビジョン3】についてに関して答弁をいたします。

【まちづくりビジョン3】は人づくりとし、国際感覚育成のための教育拠点づくりや就農の若年層育成による持続可能な生産体制の構築など施策展開を行うものです。農業体験、例えば小学校5年生とかやっておりますけれども、そういったものであったり、放課後補充学習、スタディクーポンの導入、それと、オンライン英会話などを実施しております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

#### ○7番（吉富 隆君）

【まちづくりビジョン3】についてですが、人づくりということで施策のほうにタイトルをつけておられます。この3番については大きなプロジェクトの計画がなされております。就農問題ですね、それから、農研機構、佐賀大学、佐賀県農業普及センターとかJAとか、農業に関連する組織づくりが今までなされてきております。それについてですね、人手不足の問題等々もここに出てきております。これが外国人就農者を対象とした先進的な農業人材育成拠点、いわゆるトレーニングファームというふうなことも行政のほうで計画はあるわけですよね。それも2年後になるかなと思いますが、拠点をイオンの跡地に集約をするということで理解しとってよろしいでしょうか。

それが1点とですね、非常に大きな問題、外国人就農者を対象としたトレーニングファームについて少し説明をいただければと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

これは議員に、ちょっと今議事録を振り返ってございましたけれども、過去申し上げましたように、いわゆる県が推しているトレーニングファーム、圃場を借りて新規就農者にトレーニングを、技術者と練度の高い農業者が手ほどきをされて、継続的に今農業塾のような形で行うものをイメージされている議員と、それだけにイメージをしているわけでないということで、例えば農業関連、ICT産業、すなわち農業を6次化して、それを販路拡大するためにフォーカスしてですね、一品を限定してトレーニングをします。つくり方等を手ほどきするという場所をですね、大規模な圃場をもとに就農をするということでないことも含めたトレーニングファームだということは以前申し上げたとおりでございます。後ほど議事録を紹介したいと思いますが、その上で、そうした意味でのトレーニングファームの整備を両にらみで続けているということでございますが、県が行うトレーニングファーム補助事業につきましては、この三養基地区内にですね、みやき町に現在も設置が済んでおりますので、我々としましては、その選択肢はもうないということでございます。よって、以前申しました後段のトレーニングファームについて、本町としては整備促進を図っていければというふうに考えてございます。

また、外国人の交流促進というのは、今現在行っております小学校のオンライン英会話を

ベースとした交流ができないかということで考えてございました。今現在のところはやりとりをネット上で行っているというところでございます。

以上です。

#### ○7番（吉富 隆君）

このトレーニングファームについては、やっぱり町長とも議論をさせていただいた経緯がございますので、理解をしておるところでもございます。

しかしながらですね、非常に農業団体については、こういったことをやってくれる行政というのはそういないと僕は思っていました、非常に企画立案は素晴らしいもんだと私は思っております。ぜひともですね、こういったことにつきましては農業を営む方々の要望でもございますので、本当に議論を行政でやるということは非常にいいことであろうと思っておりますので、ぜひともこれが成功をするように強くお願いもしておきたいというふうに思っております。

非常に農業団体というのは、今、物すごく変化の時期に来ております。法人化という問題もあって、上峰町でも法人化が1つできております。そういった国の方針もあるようでございますので、しかしながら、家族農業というのが、やっぱり80%ないし90%が家族農業であって、法人化というのは何%しか今は全国的にはございません。ぜひともですね、そういった拠点づくりをしていただいて、上峰町の農業の発展のために御尽力をいただきますように強くお願いをいたしまして、この項を終わらしていただきます。

変化はあると思えます、時代の流れでですね。それは理解をしておりますと同時に、今、無人化というのが非常にもう表に出てきております。近いうちにこういった事業展開がありますよね。町でも新しく「のらんかい」バスの新設、いろいろな計画ある中で、無人化というのがここでも出てまいります。今そういうふうに時代の流れがなっておりますので、このトレーニングファームで教育をするということは非常に農業団体にとっては素晴らしいことだと思いますので、ぜひとも積極的に進めていただくようお願いをし、この項を終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

次に進みます。

ふるさと納税について、その中の1番目、進捗状況についてということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項2、ふるさと納税について、要旨1、進捗状況についてに関して答弁をいたします。

進捗状況とのことですが、12月末時点での累計寄附額は約50億円弱、件数は約27万6,000件となっております。一部の自治体におきまして大々的なキャンペーンを張るなどしまして注目を浴びるなど、特定の自治体に寄附が集中するような状況となるイレギュラーは生じておりますが、年度末に向け、引き続き確保に向けて努力をしたいと、このように考えており

ます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま河上室長さんから御説明をいただきました進捗状況についてはですね、なかなか難しい問題だと思えますが、非常に件数は多い27万6,000件というようなことですので、大変難しい問題等々あるにしても、今後ふるさと納税については大きく変化が出てくるのではないかなというふうに考えているところでございますので、ぜひともですね、このふるさと納税については、今後、総務省からの問題等々もあるでしょうし、まだ国会が終わらないと、縛りの問題、法律の問題等々はまだ見えてきておりませんが、ほぼ理解はされているものと思えますので、この進捗状況についてはですね、非常に慎重に今後も対応していただくようお願いをしたいと思います。

1番目の進捗状況については終わりますので、先に進んでください。

**○議長（中山五雄君）**

2番目に進みます。

総務省通達について、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

吉富議員の質問事項2、ふるさと納税について、要旨2、総務省通達についてに関して答弁をいたします。

総務省は、平成27年及び平成28年の4月1日通知内容で、換金性が高いものや高額商品に関しての留意事項などが中心でございました。平成29年4月1日付文書におきましては返礼率3割以内での対応、平成30年4月1日付文書では、返礼率3割以内での対応に加え、地場産品の要請がなされているものと認識しております。また、平成30年10月16日付文書で地場産品に関するQ&Aを発出してしております。国会へも地方税法改正法案が提出されまして審議入りをしてしておりますが、法制化されれば強制力が及ぶこととなりますので、粛々と対応していきたいと考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま室長さんのほうからですね、総務省通達について御報告がございました。

しかしながら、今後大きく変わるであろうと思えます。31年度については大きく変わるであろうというふうに考えます。そういった国会が終わらないと法律の問題等々については簡単に説明はできないだろうと、それは理解をしております。しかしながらですね、ふるさと納税のおかげで我が町も潤いをしているところであろうというふうに思います。

ただし、今後、こういったことが法の縛りができるとすると大変大きな問題が出てくるであろう。しかしながら、やぶさかに今までの流れをそう簡単に変えることも難しいだろうと

いうふうに思います。やはり行政、混乱すると思いますよ、僕は。やはりですね、今テレビニュースではございますが、こういうことがなされておりました。行政と業者と文書を交わしてふるさと納税の返礼に充てるという案件が今問題になっておるんですが、これ外国の自転車を返礼品に充てているまちがあったと。しかし、その文書を行政と約束事をですね、破棄をしたと。在庫が残ったと。それで、恐らくこれ裁判沙汰になるだろうというふうに思います。そういった問題等々があるんで、うちの町はそういった契約はしておられないで、こういう問題は起きてこないというふうに思います。やはりこれも今後については慎重にですよ、していかざるを得ない。

そうすると、やっぱりですね、先ほど27万6,000件というこの数字もかなり下がってくるのではなかろうかと思えます。30%以内に返礼品をとということでもございますし、また、地場産品というふうなこともですね、町長から説明もこの前のときお伺いしておりますが、非常に難しい問題が出てくるんですよ。地場産品でどこからどこまでだろうとか、その内容の小さいことは今度法律で決まってくるだろうと予測しますんで、今後も総務省の通達もまた来るであろうと思えます。そういったことを含めると、非常にこのふるさと納税の寄附の件数も減るのではなかろうか。そうしますと、今まで町に潤いを与えた問題等々がやっぱり下がってくる。そういうことも予測をする中で、今後この対応についてですね、できる限りでいいから、言われんこともあると思うんで、できる限り今後こういう対策を考えておりますということがあればお聞かせをお願いしたい。

#### ○町長（武廣勇平君）

ふるさと納税については、件数が下がり、寄附金額が下がり、町の潤いがなくなるという議員の御指摘ですけれども、私はそうは考えておりません。今寄附を集めているところは、外国の商品券をですね、アマゾンギフト券ですか、そうしたものを展開されてキャンペーンを張られていて、インターネットは独占、寡占集中ですから、そこで情報の支配力を上げれば、そこに集中するという性格のものでありますから、その中で、我々も広告塔をかなり張っておりますけれども、どうしてもその商品券に昨年は全部持っていかれたというような状況でございます。しかしながら、これが6月以降はなくなるわけです。4月からなくなるんじゃないかと。特定の市を除いてですね。本来の本町が展開していた、農産物を中心に展開する自治体だけになるということでございます。

また、寄附金額について潤いがなくなる、件数がなくなれば潤いがなくなるというようなお話もございましたが、確かにそういう一面もあるかもしれませんけれども、逆に還元率が低くなるとですね、町の実入りがふえるということでございますので、充用できる寄附金の総額についてはふえていく傾向が見られるんじゃないかというふうに思っておりますので、現在のところは、今のところわからないという状況であります。本来のふるさと納税の趣旨と言われる、国が言われるふるさと納税の趣旨をしっかりと我々も考えながら、この制度

のもとで最大限プレーヤーとして発揮ができるように、力を発揮できるように頑張っていきたいというふうに思っております。

**○7番（吉富 隆君）**

今、町長から詳しく御説明をいただきましたので、ぜひとも御努力方をお願いをしたいということと、30%以内ということであれば上峰町に残る幅というのが広がりますよね、件数が落ちても。そういう御説明であったのかなと思いますので、ぜひとも御努力方をお願いしたいと。

それともう一点ですね、今までアンテナショップというふうなことで予算が上がっていましたが、今後はどのようにされていくのでしょうか、お尋ねをします。

**○町長（武廣勇平君）**

アンテナショップの予算は今まで上げたことはなかったと思います。要するに、魅力発信事業等々で上げておりましたし、今年度も魅力発信事業については掲げてございます。それは事実関係としてそのように申し上げます。

アンテナショップについては、町のアンテナショップという認識がまだ国、県のほうに理解が十分されてない。そういう意味では、他の自治体が展開しているお食事券と同様な扱いをされているのではないかなということ、現在様子を見ているところでございますけど、引き続き実行ができるように働きかけを強めていきたいと思っております。

**○7番（吉富 隆君）**

本当にこのふるさと納税等々につきましては大きく変化があるであろうというふうに予測をしますんで、ぜひともですね、町長さん言われるようなことで御努力方を強くお願いをし、この項を終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

上峰イオン跡地関連について、その中の1番目、進捗状況について、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

吉富議員の質問事項3、上峰イオン跡地関連について、要旨1、進捗状況についてに関して答弁をいたします。

本事業に関しましては、1月25日に募集要項を公開をしております。2月8日を応募期限としておりました。2月21日には応募事業者に対し説明会をとり行ったところでございます。今現在におきましては質疑、対話の期間でございまして、応募事業者と要求水準内容についての詳細を詰めていく作業をとり行っているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま室長さんのほうから進捗については御説明をいただきましたけれどもですね、今説明によりますと、新聞等々でも拝見をしておりますが、P F I というふうなことでの公募をなされているようでございますが、2点目のこの無償譲渡についてと関連が出てきますんですが、この上峰町に無償譲渡をされないといけない問題であろうと思うんですが、これは私が勉強不足で大変申しわけございませんが、進捗についても、早々とP F I でこうしますよという内容になっているだろうというふうに思いますが、その辺についてはどうなんでしょうね。まだ上峰町に無償譲渡というのは我々は知る余地はないんで、これもういち早く1月の25日とか11日に公募締め切りというようなこともございますが、先にやっぱり進める必要も必要だろうと思います。これは2年後には開こうを目指すというようなことも町長のほうからお聞きをしておりますんで、その進捗について、その辺の進捗についていま一度説明をいただければと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

事業に関しての底地の関連に関しての御質疑かというふうに思っております。基本合意のことも同時に問われているのかなというふうに思っておりますけれども、イオン九州株式会社とは1月15日に当町と譲渡に関しての基本合意というものがなされてございます。これにつきましては、所有する土地の一部及び建物につきまして、上峰町にイオン九州株式会社は譲渡する意思がある。上峰町としてはそれを受け入れる意思があるという、基本的な意思についての合意というものが図られているという状況でございます。

その後、まだこれは後の作業になりますけれども、移転の時期、あるいは方法、あと公租公課をどうするか、それとか手法、こういったものを含めましていろいろな条件整備が必要になってくるということですので、こういった細かい事務作業を今後積み上げていくことになると思います。

それで、実際P F I の事業展開ができるかどうかという御質疑かと思っておりますけれども、最終的には予約完結権の行使という形でできるだろうと思いますので、実際、売買という形じゃないんですが、売買予約という理解で予約完結権を行使すると。それに基づいたところでP F I の公募を募集すると、こういった手法をとっておりますので、合法的な手段で事業進捗をしているということで御理解をちょうだいできればというふうに思っております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま室長より詳しく説明をいただきまして、全協の中でも町長からの御説明のように、進捗は進んでいるというふうに理解をいたしました。ぜひともですね、慎重に取り計らいをしていただくようお願いをし、進捗状況につきましては終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次に進みます。

無償譲渡について、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

吉富議員の質問事項3、上峰イオン跡地関連について、要旨2、無償譲渡についてに関して答弁をいたします。

ちょっと先ほどの答弁とほぼ重なるかと思しますので、前もって御容赦願いたいというふうに思っております。

イオン九州株式会社と1月15日、基本合意をし、イオン九州株式会社が保有する土地及び建物につきまして、条件つきではありますが、イオン九州株式会社には譲渡の意思があり、上峰町は譲り受ける意思があるという基本的な意思確認を行っております。以後、財産移転の時期、方法、公租公課などスムーズな移転ができるよう、事務レベルでの作業と協議を行っているところでございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

**○7番（吉富 隆君）**

ただいまの答弁では、無償で譲渡をする意思があるというのがイオン側のことでございます。それから、それを受けるといことが町の考えであるということと理解してよろしゅうございますか。そうでしょうか。

そうしますと、無償譲渡には条件つきというふうなことが今言われましたが、どのような条件がつくんでしょうか。

それが1点と、無償譲渡のやりとり、書類的なもんはいつごろになるでしょうか、お尋ねをいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

条件に関しての質疑かというふうに承っております。条件につきましては、例えば移転の時期、あるいは方法、公租公課、手法、こういったまず条件が必要になってまいります。また、当町におきましては議会の議決も必要になりますので、そういったものが条件になるというふうに理解をしております。

**○7番（吉富 隆君）**

室長さんですね、僕が質問しているのは、そういったことは理解した上で、大体いつごろの時期になるでしょうかと。議会の議決も要するというようなことでありますが、恐らくイオンさんから条件がつかなきゃ議会の議決は要らないのではないかなという感じをしておったもんですからお尋ねをしているところでございまして、いつごろに大体なるだろうと。新聞では6月ごろに提案とか9月とかという情報がなされておりますんで、なかなか難しい問題で、そこんにきについてはですよ、クエスチョンだということであれば、これ以上質問はできないと僕は思っていますんで、その辺についていま一度わかる範囲で結構ですので、いろいろ問題にですね、水差すようなことがあってはできないと思っておりますので、御理解を

いただければと思います。いま一度お願いいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

大体いつごろの時期かという御質疑かというふうに思っておりますけれども、ちょっと相手方もありますので、何とも時期の特定というのは難しゅうはございますけれども、大体先ほどから議員が思われているような時期あたりの範囲ぐらいで五月雨的に考えております。ですので、そういった周辺状況とあわせ持ったところで、しかるべき議会とのタイミングで上程を図りたいと、このように考えております。

**○町長（武廣勇平君）**

条件というのは、財産を取得するという事ですから、議会の議決に付きなければいけないという考え方もあるということでございます。議員おっしゃるように、考え方によっては議会の議決を経ないやり方もあるかと承知しております。6月前後にそういうタイミングを目指して考えていきたいということですが、その辺が議会に間に合うか、あるいは臨時会なのかわかりませんので、先ほどのような室長の答弁が正確かと思えます。

条件というのは、そうしたたぐいの先ほど室長が答弁したものでございますので、その条件を議決をもらうということではなく、財産の取得についてですね、議会に諮らなければいけないという考え方で議会を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

**○7番（吉富 隆君）**

ぜひともですね、今、町長さん言われるように、慎重に御審議方をさせていただくようお願いを強くしておきたいというふうに思います。

なぜならば、大変な大きな事業であろうと思っております。私はこの問題については慎重に取り計らいをしていただいて、今後の対策を練っていただければなと思っております。そういうことで理解をしておりますので、なかなか難しい問題だと思うけども、慎重にお願いをしたいということで、無償譲渡については終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

3番目、今後、町の考えについて、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

吉富議員の質問事項3、上峰イオン跡地関連について、要旨3、今後、町の考えについてに関して答弁をいたします。

町としましては、これまで中心市街地の核として構えておりましたイオン上峰店が閉店した事実を受けまして、市街地の空洞化を避けたいと考えてございます。

これまで上峰町民だけではなく、周辺市町の住民の利便性に寄与していた店舗が閉店してしまったわけですから、商業ベースでの施設は必要だというふうに考えてございます。また、要望が多いブックカフェ、自習室、ギャラリーといったメディアテイクと言われるもの、そ

れと、健康増進施設、子育て支援施設に加え、地域振興施設や周辺には集合住宅などの構想も検討しておりますし、複合施設による人だまりの創出を狙っていきたい考えを持ってございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

#### ○7番（吉富 隆君）

現実的にはイオンさんが2月いっぱいまで閉店をされております。そうすることによってですね、非常に町民の皆さんは不安を持っておられます。買い物ができなくなったとか、いろいろな問題等々をお聞きする中で、PFIの工法ではもう進んでいるようでございますので、町の考え方としてですよ、私はやっぱり10年、20年先を見据えた施設にさせていただきたいという考えがございましたのでお尋ねをしているところでございますし、まだまだなかなか変化も出てくるだろうし、そういったことも含めてですよ、慎重にですよ、この問題等々を解決していただければと思いますし、商業施設の問題も出てきたようでございます。いろいろな考え方があるようでございますが、今それをきちっとした形で出せよということは僕は質問する気はございません。やっぱり行政としてのしっかりとした考え方をですよ、きちっとしていただいた時点で議会にも報告はあるだろうし、議員の皆さんの意見もあるだろうし、そういった議論の場もですね、議会ともしていただければ非常に幸いかなというふうに考えておりますので、今後慎重に取り組んでいただければなというふうに思っております。私は大げさじゃないけども、町の双肩にかかる案件ではなかろうかなという感じを僕は持ってますんで、ぜひともその辺を考慮していただいて、議会との議論もさせていただければなというふうに思っておりますので、そういうことを強くお願いをし、議長との話もしていただいて、議長指示で我々は動きますんで、その辺も勘案しながら先に進めていただくようお願いをして、この項を終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

次に進みます。

九州地区防災基地についてということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項3、上峰イオン跡地関連について、要旨4、九州地区防災基地についてに関して答弁をいたします。

防災基地につきましては、人員、物資、あるいは緊急輸送の中継集積拠点として、災害、応急対策活動の中核を担うものと認識をしております。当該地には地域振興施設を設置する予定としておりますが、商業施設もあわせて併設する予定があることから、協定によりまして、物資を流通備蓄化し、防災体制を整えるとともに、陸上自衛隊目達原駐屯地も所在していることに加え、有事の際には応援人員の受け入れや人員、物資の緊急輸送の中継集積拠点としての機能をあわせ持つことは可能と考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

ただいま室長さんから淡々と御説明をいただきました。この基地ということについて、もうちょっと御理解をいただければなと思っております。

日本にはですね、この防災基地というのが東京にございます。これは中身がもう全然違います。地域でする問題ではないというふうに考えております。また、九州地区にもこれ似たようなことができていことも承知をしております。非常に大きな問題だと僕は思うんですが、この問題については町長しかできないだろうというふうに考えております。

と申し上げますのは、基地というのはセンターとは全然違う問題であって、今、室長が言われるように、目達原駐屯地の問題も立地条件的には非常にこの町には整っているであろうと思っております。

ただ、内容については非常に難しい問題等々あるかなと思いますが、これぜひとも成功させていただきたいというふうに思っておりますのは、この防災というのは、今、国会でも物すごく議論をされている時期でございまして、九州地区については、この上峰に、イオンの跡地にそういった施設をつくっていただきたい。中身についてはですね、民間企業というのは当然出てくる問題だと思っております。九州には原子力発電所が4基もう動いています。人災であろうと、自然災害であろうと、そういった災害が起きることを前提に僕は考えておるところでございまして、ぜひともですね、例えば九州電力とか、国を動かすことも必要だろうし、大きな問題だと思っております。中身については、この上峰町にこういった基地をつくっていただいて、今後の防災についての基地であり、今後起きることを想定した中での研究とか、そういったことのできる施設にしてほしいと。まだいろいろ問題等々は出てくると思いますが、企画立案の上手な町長しかできないと僕は思ってます。ぜひともこのイオン跡地に、こういった基地、基地ですから、九州全体を見おろす拠点、今後の対策ですね、それが今、国会でも非常にこの防災について、人的とか自然災害とかについては非常に感慨深いものが議論されている中で、冒頭ちょっと触れましたけども、平成30年の間の中で自然災害、何年に一遍起きていると思うんですか。人的災害、これも何年に一遍起きていると思うんですか。平成というのは、自然災害はですね、平成3年に長崎県の普賢岳の問題が皮切りにあってます。そういう中で、大勢の犠牲者が出ております。阪神・淡路問題、東日本等々問題あります。そこの福岡県の問題もあるし、熊本の事件、北海道の事件も等々ありますし、西北地震のこともございます。いろいろなことを考えた上で、そういった対策を事前にされるような基地にさせていただければなと思います。これは相当時間かけてしなきゃならないけれども、2年後にはもうここ施設をつくるというふうなことでございまして、そういったところにあわせてリンクできないかという言葉、使わせていただきましたので、ぜひとも御検討方をしていただきたいと思ひますし、町長さんの意気込みをちょっとお尋ねしたい。

### ○町長（武廣勇平君）

ちょっと私、九州地区防災基地という表現で間違っているのかなと思っておりましてけれども、イメージされておられるのは、関東一円を大規模震災のときに、あるいは官邸、内閣府、防衛省が使用不能になった災害時に、それを代替する施設のすることをおっしゃっていると思います。防災基地とはそういうものだというふうに理解を、議員もそのように御理解されておりますし、私もそのように理解するところですが、例えば、現在、立川にある防災基地につきましては、警察庁、自衛隊、海上保安庁、東京都消防庁、内閣府、国立医療センター等々の施設がもう既にあって、そこを代替する。大規模災害の際に、官邸や内閣府や防衛省が機能不全に陥った際に代替する基地として、そこが対策本部になるんだろうと思いますが、それをこの上峰町に誘致する意気込みを語れということであれば、私はそれはちょっと実現不可能なことではないかというふうに思いますので、防災拠点として、先ほど答弁申しました流通物資をですね、確保できている状況で協定を結んで大規模災害の際に備える、あるいは駐車場をかなり大きくとればですね、そこを活用して目達原の機能の補完となり得る性格の拠点にしていくということは可能じゃないかというふうに考えてございます。

### ○7番（吉富 隆君）

この防災基地についてはですね、今、町長言われるように立川にございます。これは条件があるようでございまして、こんな施設があるのを僕は知りませんでした、やっぱり国会が動けない状況に、人的災害とか、いろいろな問題等々あったときに、国を動かすのが防災基地のようでございます。

だから、そういったことじゃなくて、私は今後の九州地区の防災基地にしていきたいというのは、目達原駐屯地とか立地条件ございますんで、室長が答弁いただいたように、備蓄の問題等々もございまして、九州一円をですね、上峰町にこういった防災基地をつくることによって、この町が10年、20年後、非常に安定していくのではないかなと思っております。人的災害というのが一番怖い。また、自然災害もあります。そういった研究するところとか場所にしたいとか、いろいろな要件は今後あると思いますんでですね、そういったことを含めたところでしていただきたい、できればと。大変難しい問題だとは思いますが、せつかく立地条件のある上峰町でございますので、この九州地区防災基地についてはですよ、取りかかりをしていただければ非常にうれしいかなと。議論はやっぱり今後重ねていく必要があるだろうというふうに思っておるところでございますので、ぜひとも取りかかりをしていただければ幸いと思っております。町としてもできる限りのことはするということでございますので、ぜひとも町長にお願いをしておきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをし、大きく3番の項を終わりたいというふうに思います。

### ○議長（中山五雄君）

次に進みます。

上峰町小・中学校携帯電話持込みについて、教育長の考えについて（解禁になった場合）、執行部の答弁を求めます。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。吉富隆議員の質問事項4、上峰町小・中学校携帯電話持込みについて、要旨1、教育長の考えについて（解禁になった場合）という御質問でございます。

教育長の答弁に先立ちまして、現在の取り扱いについて御案内をさせていただきます。

小学校及び中学校における携帯電話の取り扱いは、平成21年1月30日付、文部科学省初等中等教育局長通知、学校における携帯電話の取扱い等に基づき、携帯電話の持ち込みについては原則禁止としております。

通知では、携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること、2項として、携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情については、例外的に持ち込みを認めることも考えられることとなっております。

よって、現在、上峰小、中学校においても通知を踏まえ、学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止としております。

以上です。

#### ○教育長（野口敏雄君）

皆様おはようございます。吉富隆議員の質問事項4、上峰町小・中学校携帯電話持込みについて、要旨(1)教育長の考えについて（解禁になった場合）に関しまして答弁をいたします。

2月に、文部科学省は携帯電話やスマートフォンの小、中学校への持ち込みを原則禁止した文科省通知を見直す検討を始めると発表しました。報道によれば、昨年6月の大阪北部地震後に、緊急時の連絡手段として携帯や、スマホを子供たちに持たせたいと、そういった保護者の声に大阪府教育委員会が持ち込みを認め、文科省もこの決定に追随して検討を始めたというふうに言われています。

昨今の所持率の高さであるとか、あるいは災害時の連絡手段として有効であることを踏まえた判断だと思われましても、一方で、持ち込みには紛失であるとか盗難、あるいは破損等のリスクがあるほかに、スマホやネットへの依存を助長するなどとして懸念する声もあります。

大阪府教育委員会は、使用は登下校の緊急時のみとして、校内ではかばんの中に入れて操作は禁止すると。あるいは学校では教師が指示したとき以外は使ってはならない等のガイドラインを示していますが、学校現場での実際を推測しますと、全体的な指導や保管理を初め、決まりに従わない場合の個別的な対応など、新しい業務が指導がふえることにな

ると思われます。また、子供たちが緊急連絡用に自分も必要だと安易に所持したがる傾向を助長することにもつながりかねないかと思えます。

そもそも携帯やスマホなどICT機器には情報収集やコミュニケーションツールとしての機能に加えまして、便利な連絡手段としての光の部分といいますか、陽の部分、一方で、ゲーム依存やネット依存、動画拡散などのトラブル、LINEによる仲間外しやいじめ、誹謗中傷などの問題行動の要因となるような陰の部分、両面があると私は認識しています。

したがって、子供たちには正しく便利に使う技術の習得と同時に、安全・安心に使うモラル向上の両面を意識させながら、正しい判断のもとに使用することを求める必要があると考えます。価値判断基準が未熟で欲望に走りやすい発達段階の思春期の子供たちにはリスクのほうが多いと言わざるを得ないと考えておりまして、災害時の連絡や防犯上の安全確保としましては別の方法、上峰町がほぼ確立できておりますマチコミの運用等を今後さらに充実させていくことに努めたいと考えております。

いずれにしても、今後保護者や地域も巻き込んだ議論の必要性を感じますが、現段階におきましては、文科省も持ち込み禁止を見直す検討を始めると発表したところをございまして、検討の推移、あるいは4月から持ち込みを認める大阪府等の動向に注視していきたいと考えております。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

#### ○7番（吉富 隆君）

ただいま課長さん、教育長さんの御答弁を聞いたところでございますが、きちっとした私の趣旨にはなかったかなと思っております。

と申しますのは、私は教育長の考えについて（解禁になった場合）をお尋ねしているわけですから、よそのことは、必要性のあるかもわかりません。しかしながら、上峰町としてどうなのと、教育委員会としてどうなのという質問でございますので、それはお答えをいただきたいというふうに思っております。

これ持ち込みすることによって大変陰と陽の問題等々はあるでしょう。しかしながら、非常にこのITの進歩によって時代の変化というのがあります。そういうことです、学校に持ち込んだときにもいろいろな問題等あるだろうと思えます。それ監視は無理だろうと僕は思うんですよ。そういったことも含めて、これ事件につながる可能性が非常に高いので、今後ですよ、町長さんたちの考えも出てくるでしょうし、教育委員会ばかりの問題でもなかろうし、PTAとの問題もあるでしょうし、これは慎重にですよ、今後取り計らいをしていただければなと思っております。なかなか難しい問題とはいえども、やはり前向きに考えていく必要性も時代の流れとしてあるだろうし、これ恐らく解禁になりますから、そういうふうな情報もいただいておりますので、慎重にお考えをしていただければなと思っておりますし、たまたま議会にもですね、PTAの会長さんもおられますので、そういったとこ

ろも含めたところで御議論をしていただきたいし、本当に今後、上峰町として、教育委員会としてどう今後対応していくのか、いま一度答弁をお願いいたします。

**○教育長（野口敏雄君）**

今、議員御指摘のように、文部科学省の議論が進んでいきまして、ある程度の決定がなされて通知が新たに出てくるものと思われまます。前回出されたものから10年ぐらいたってまますから、昨今の携帯、スマホの利便性を考慮し、あるいは一方での問題点も踏まえた上での結論になるだろうと思っておりますが、持ち込みを実際どうするのかというのは学校の設置者の判断に委ねられるものと思っております。ですから、そういった文科省の判断に基づいて、また、他の市町の動向等もですね、特に佐賀県の場合は、県全体での生徒指導連盟というのがきちんとした組織立っていますので、そことの協議等も含め、参考にさせていただきながら、上峰町としての判断をしていきたいと思っております。もちろんPTAや地域の方との議論も進めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○7番（吉富 隆君）**

大変難しい問題だとはいえども、慎重な議論をして御判断をしていただくようお願いしたいというふうに思います。

なおですね、1項目から4項目まで駆け足で質問をさせていただきましたが、投げかけの分等々も非常に多くございました。今後ですね、我々議会としてもこういったいろんな土地問題等々につきましても、そういうPTAの問題についても御議論の場が出てくるだろうと思っておりますので、我々としても慎重に取り計らいをしていきたいというふうに考えております。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変御清聴ありがとうございました。

**○議長（中山五雄君）**

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（中山五雄君）**

休憩前に引き続き再開いたします。

3番原直弘君。

**○3番（原 直弘君）**

皆さんおはようございます。3番原直弘でございます。

私は33年間、役場職員として微力ながらも町の発展に携わることができたと思っております。今回、議員として新たな視点で町の発展と住民福祉の向上のために住みよいまちづくりに全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、通告書に基づき、3項目について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、英語検定料補助及びスタディクーポン事業について質問いたします。

近年、子育てに要する経費は大変多額なものになっており、塾や習い事などの学校外の活動費を含めた教育費も大変大きなものとなっております。

本年度から実施されております英語検定料の補助やスタディクーポン事業は、子育てに伴う家計の負担軽減や教育活動の意欲向上につながる有効な施策の一つであると思っております。この事業を今後も継続させていくためには、その成果を十分に検証する必要がありますので、要旨1といたしまして、各事業の実績及び効果について。要旨2といたしまして、スタディクーポン事業の対象者の拡充等についてお伺いいたします。

今回お尋ねする対象者の拡充については、英語検定料の補助や学校給食費の補助、いわゆる給食費の無償化が町外に就学されている児童にも補助の対象であるのに対し、スタディクーポン事業は町外に就学されている児童は対象ではないと聞いておりますので、まずこの確認をして質疑を進めていきたいと思っております。

2項目めは、町道整備についてということで、要旨1といたしまして、舗装長寿命化修繕計画による道路維持管理補修の状況について質問いたします。

道路の維持管理につきましては、昨年3月に作成された舗装長寿命化修繕計画に沿って、本年度から5年間、舗装のやりかえをされる計画となっているようですので、本年度の実績並びに今後の計画についてお伺いいたします。

要旨2といたしまして、地区要望の現状と対応について質問いたします。

道路補修や側溝改修などの要望は、毎年、少なからずあっていると思っております。その要望に対しどのような対応をされているかお聞きいたします。

この質問においては、現在要望があっている箇所の特定ではなく、要望があった場合においてどのような経過を経て実施に至るかをお尋ねするものでございます。

3項目めは、中心市街地の再開発についてということで、要旨1といたしまして、中心市街地活性化事業の応募状況について質問いたします。

イオン閉店からまだ一月もたっておりませんが、やはり不便になったという声は大変多く聞こえており、イオン跡地の早急な整備が望まれております。イオン跡地利用の具現化のスタートとして、ことし1月から中心市街地活性化事業の参加募集がされていますので、まず、2月21日に予定されていた説明会に何社が出席されたのか、また、現在、競争的対話、提案書の受け付けも始まっているようですので、現在、何社が来られているのかお尋ねいたしま

す。

要旨2といたしまして、今後のスケジュールについて質問いたします。

事業の工程スケジュールにつきましては、募集要綱で概略確認できておりますので、この質問においてはスケジュール内容の詳細並びに町が負担する支払い関係のスケジュールについてお尋ねします。

また、この事業期間として20年後の終了とともに事業所が複合施設から退去するという文言が入っておりますので、スケジュールも20年後についても含めてお尋ねしたいと思っております。

以上、3項目につきましてよろしくお願いたします。

#### ○議長（中山五雄君）

それでは、英語検定料補助及びスタディクーポン事業について、1番目に各事業の実績及び効果について執行部の答弁を求めます。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

3番原議員の質問事項1、英語検定料補助及びスタディクーポン事業についての要旨1、各事業の実績及び効果についてという御質問についてお答えをいたします。

英語検定料補助及びスタディクーポンの交付につきましては、平成30年度より取り組んでいるところでございます。実績につきましては、年度途中でございますので、平成31年2月末での状況について御案内をいたします。

英語検定料補助についての補助金申請者は78件、補助金の負担行為済み額は230,900円となっております。

スタディクーポンの交付につきましては、中学1年生94件、中学3年生91件でございます。1件当たり30千円を交付いたしますので、交付済み額は5,550千円となっております。効果につきましては、効果検証を事業者が予定したいとの要望をいただいております。今年度設問の設定を考えたいとされています。また、今後の全国及び佐賀県学力学習状況調査により検証する運びでございます。

以上でございます。

#### ○3番（原 直弘君）

今、実績ということでお伺いいたしました。今回、今、英語検定事業につきましては全体で78名ということで受験者があっておられるようですが、3年生の3級取得者、全体でもよろしいんですけど、3級取得者についてお伺いしたいと思います。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

原議員より3年生の3級の取得者ということで御質問いただきました。現在、受験者数についてのみ承知しておりますので、受験者数で答弁させていただきます。

3年生の受験は20件受験しておるところでございます。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

3年生の3級取得者についてはまだ把握されていないということで承知しました。これ、なぜこの質問をしたかといいますと、昨年6月の議会答弁で、卒業時には50%以上の生徒が3級以上を取得していくように推進をするということで答弁をされておりましたので、この質問に至ったわけなんですけど、昨年6月時点での3級取得者が11名で卒業されたということになっておりますので、その後答弁の後に推進について検討をされたのかどうか、また、されたのであれば、その内容についてお聞きしたいと思います。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

ただいま英語検定の推進について御質問をいただきました。平成29年度につきましては、英語検定の受験者が84名でございました。今回、補助を創設したときにおきまして、学校のほうに全生徒に対してこの制度の周知をいたしました。現在、受験者数は111名、これは中学校の1年生から3年生まで、合計が111名受験をしてくれております。また、1年生、また2年生におきましても3級の受験をしてくれておるところでございます。先ほどは3年生の3級について御答弁させていただきましたが、受験者数では3級、また準2級を含めると、全校生徒のうち、49名が受験をしてくれております。今後、3年生の卒業に向けて進めていくことによって、この3級以上の資格取得者を50%以上ということで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

さらに、年度におきまして、複数回、受験することができますので、1年生、2年生におきまして5級、4級取得した生徒が次には3級を目指すということで随時取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

今の答弁からすると、具体的に推進というか、取得を上げるための方策というのはまだなされていないということで理解してよろしいですか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

取得に向けての推進方策ということで御質問をいただきました。

上峰小におきましては、小学校の5年生のときに、今、オンラインの英会話授業ということで取り組んでおります。5年生及び6年生にマンツーマンのオンライン英会話、これによって英語になれ親しむという取り組みをまず行います。これによって、現在、中学校の1年生のときにスムーズに英語に取り組むという流れをつくって、そういうことで英語になれ親しむところから英語苦手意識をとっていくという取り組みをしております。

さらに、この英語検定をゴールとして中学校におきまして英語の授業の中でその英語を克服するというので、英語の教員のもと、また、英語の臨時の教職員もつけまして、学校全

体で英語について取り組んでいるところでございます。

さらに、ALTを委託することで、中学校の英語の取り組みを全体的に上峰町、小、中学校連携しながら、取り組んでいるところでございます。

さらに、英語の検定の受験率を上げることによって、最終的な英語検定取得への50%以上の目標とする取り組みということにつながっているところでございます。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

英語の検定についての取り組みについてはわかりました。

続いて、教育のスタディクーポンですね、これが町外に就学される方を対象としていないことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

**○議長（中山五雄君）**

原議員、2番目に進んでいいんですか。（「はい。よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

2番目に進みます。スタディクーポン事業の対象者の拡充等についてということで、執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

原議員の質問事項1、英語検定料補助及びスタディクーポン事業についての要旨2、スタディクーポン事業の対象者の拡充等についてという御質問についてお答えをいたします。

現在の対象者については、上峰中学校に在籍する1年生及び3年生の生徒の保護者でございます。中学1年生においては、小学校から中学校への進学に伴い、学習内容のレベルが上がることへの対応、中学3年生においては、受験対策への対応を支援していくものでございます。限られた予算の有効利用について、学校と協議を進めながら、取り組んでいるところでございます。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

スタディクーポン事業は、なぜ町外に就学される方を対象とされていないか、それについてお尋ねいたします。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

上峰スタディクーポンの提供事業の目的といたしましては、上峰町立中学校に在籍する生徒の基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供し、放課後を活用した学習塾や家庭教師、文化、スポーツ教室や出稽古など、学校外教育サービスの利用にかかる経費の助成を行う上峰スタディクーポンを実施するという設定をした事業でございます。よって、上峰町立中学校に在籍する生徒の基礎学力の定着等を目的としているため、上峰中学校に在籍する生徒の保護者を対象としているところでございます。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

私が申し上げたいのは、なぜ上峰中学校に固執というか、英語検定事業は町外に就学されている児童も対象である。同じように、スタディクーポン事業も教育の分野からすると、当然同じ取り扱いにすべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

スタディクーポンにつきましては、繰り返しになりますが、上峰中学校の生徒の基礎学力の定着等を目的としておるところによって取り組んでいる事業でございますので、スタディクーポン提供についての対象者は、上峰町立の中学校に在籍する者の保護者、生徒の保護者というふうにしておるところでございます。

**○町長（武廣勇平君）**

ちょっと私が答弁するとおかしいのかもしれませんが、予算を策定した際に、教育委員会と協議した内容について、原議員の御質疑に対するお答えにかえたいと思います。

そもそも、何でこんな家庭外の学習についての補助をという議論があると思います。それは先ほど原さんが言っていただきましたように、学校外での負担が非常に大きいと。文科省の統計では、6割が子育て支援のうちで学校外教育活動についての予算の工面が非常に厳しい御家庭があるという中で、貧困世帯を対象にこの事業は進められている経緯がございました。年収が多いところが学習環境を整えられ、家計が豊かなところが高学歴になっているというような傾向があるのにしっかりとくさびを打っていかなきゃいけないということで、その団体は貧困世帯を対象に事業を実施しておったわけでありまして、当初、貧困世帯を対象に家計等の状況を把握しながら、補助等を出していくということを考えていたわけですが、しかしながら、同時に、そうした貧困世帯に対する補助等を学校内で実施していますと、やはりいじめの対象になるという議論が同時にあるわけございまして、学校外でそのような状況を生まずに、かつ、学校外教育にも当たっていただけるような充実した制度をしたらどうかというような御提案も受けたと聞いております。その上でこの予算については組み立てられておりますので、上峰に所在する学校を中心に現在、こういう事業の実施形態になっているというふうに御理解をいただければと思います。

**○教育長（野口敏雄君）**

原議員の御質問にお答えしたいと思います。

タイミングを逸しまして、町長が先に答弁をされましたけれども、御存じのように、給食費等につきましては、上峰在住であれば平等に他校に進学している子供さんたちについても補助をするということになっておりますし、また、英検につきましても、これは全国一律、どこであっても受験することができますので、そういった問題については町内に在住していればということでの補助対象にしているわけでありまして、このスタディクーポンについて

だけが、上峰中学校という制約が入っているわけでございます。これは学校外の教育への支援ということになるわけですが、大もとで、私も学校現場におりましたときには、そこには不平等性は感じなかったところがあるんですね。それはやはり、上峰町としては上峰中学校の教育を支えていただきたいという気持ちもありましたし、また、学校によってはいろんな教材、義務教育ですから、教科用図書は全国一律ですが、しかし、教科書以外の教材については、各学校でそれは選定して、その学校の教育活動のありようとして実際に授業される先生方が選んでいくわけなんです。また、学校外の教育につきましても、特に私立の中学校なんかになってきますと、寮制が入っていたりしてきます。ですから、学校の中身の教育ももちろん違ってきますし、学校外での教育についても学校によっては違ってきます。ましてや、家庭教育についても寮制などがあっている学校と自宅から通っている子供については差が出てくる、違いが出てくるという問題も出てきます。いろんな意味での多様性が出てくるということがありますので、特に全国一律平等に考えることが難しい学校外の教育への援助につきましても、やはり上峰町在住、しかも上峰中学校にということでの御判断で私ども現場のサイドからしても違和感はなかったわけでございます。

そしてまた、行政からの立場からいきましても、先ほど事務局長説明したとおりでございまして、中学校の教育を今後も支えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（141ページで訂正）

### ○3番（原 直弘君）

今、説明を受けましたけど、何かちょっと私としては大人の身勝手な考えというか、押しつける、何か児童は将来を見据えて上峰中学校を選んだり、ほかの学校を選んだりしていくわけですが、やっぱり自分たちは地域社会とともに子供を育てていく、公平公正を教える立場の私たちでございますので、何かそこで公平さ、差をつけるというのは私としてはいかなものかなとちょっと感じている次第でございますけど、答弁をよろしくお願いします。

### ○議長（中山五雄君）

執行部答弁を。

### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいまの原議員の御指摘、公平公正さというところでの視点で御意見を賜っているところでございます。この事業につきましても、先ほど町長のほうから御説明いただきましたように、所得と学力、貧困と学力との連鎖を断ち切りたいというところからのスタートでございまして、そこに私ども上峰町といたしましては、中学校1年生のギャップを取り払っていききたい、また、中学3年生の高校入試に向けてを応援していきたいという、そういう趣旨で取り扱っているところでございまして、上峰町に住む児童・生徒の全てを平等にというよりも、まずもって上峰町立の上峰中学校でございます、義務教育でございますので、上峰町立上峰中学校に在籍する児童・生徒を等しく応援するというところでこの事業を組み立てている

ということで御理解いただければと思います。

以上です。

### ○3番（原 直弘君）

今、スタートが所得、貧困から断ち切りたいというスタートであったということなんですけど、今、実際はその制約が今のスタディクーポン事業にはないわけですよ。その中で、スタートはそうであったにせよ、考え方としてはやっぱり公正平等、そういったものを優先すべきではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変繰り返しになっておりまして恐縮ですが、公正、等しく取り扱うというところの趣旨、事業の組み立てとして、どこまでを範囲にするかということにつきまして、少し考え方に相違ができてきているところでの御意見を賜っているところというふうに認識をしております。繰り返しになりますが、町立の中学校の基礎学力の定着をこの事業で取り扱っているところでございますというところを繰り返し述べさせていただくことで答弁とかえさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

### ○町長（武廣勇平君）

公正さの議論になるとと思いますが、私たちが重視しているのは、教育長はちょっと御理解が違いましたけれども、もともとこの、入れたときは前任者でございましたので、その辺の経緯をよく把握をしておられないので、先ほどの答弁になったと思いますが、基本的には学校外教育の補助をするということ、貧困の連鎖をなくすということを趣旨に考えている団体がございます。その団体からは、やはり何といいますか、学校外教育バウチャーについても塾代補助じゃないよということを盛んに言われます。その団体は、社会の問題を解決するために活動をされておられますし、私たちとしてもその社会問題の解決のための貧困の連鎖をなくしていく、解消していくための調査等を念頭に、今後、効果検証をしていきたいというふうに考えてございますし、そのような要請をいただいているというふうに理解をしております。

ですから、基本的には、家庭で大変経済的な状況が非常に厳しい状況におありになる方を対象にするということを一義的に考え、かつ学校内でのバウチャーの取得云々が、今、実施されているのも大きな都市ですね、大きな都市でやられていますけれども、小規模自治体では非常にいじめの問題も同時に想起されることから、こうした問題の解決のための対応ということでございます。そこに公正性がないというところで行きますと、非常に視点によってくるのかなというふうに思います。例えば、そういう意味でいうと、時間によっても、この事業を実施したタイミングによっても公正さを欠くものになりますし、対象者も小学生は当然、対象になっていないわけでありますので、その点も全部考えると、塾代だから、全部全

ての子供を対象にという議論になってくるわけですが、私どもは基本的には本町で実施しておりました中1ギャップの解消と受験前の総合対策というものをこの前段の、前身の放課後補充学習事業の後継事業として扱っておりまして、放課後補充学習事業については学校内で、これもまたさまざま意見がございましたけれども、限られた塾に限定するのではなく、より範囲を広げて貧困問題の解決を前提に町内の学校を対象にやっていくことが適当だという議論に取れんしたという経緯がございましたので、御紹介をさせていただきたいと思います。

**○3番（原 直弘君）**

今、理解したようなしないような。

そしたら、今後、こういった形での町外に就学される児童さんをこの対象に入れていくという流れには絶対ならないということですか。お願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

いろんな視点が政策には必要だと思います。今回は中1ギャップの解消という、私が公約に掲げておりましたので、ここで答弁をなぜかしておりますけれども、中1ギャップの解消という視点と、放課後補充学習等で始まりました中3を対象にした受験総合対策ということで始まった後継事業、かつ貧困問題の解決という趣旨でございますけれども、例えば、それはその視点によって何を効果として、目的としてその事業を立案するかというところで考えますと、この事業については先ほど言った3つの枠組みで考えていくことがこれまでの経緯からすれば適当だと思っておりますし、いや、塾外補助を全ての方に対象にすべきという議論は当然、議員の皆様方から上がってくることも想定されますが、それはそれで検討をされていくものだと思いますけれども、基本的には、これまでどおりの議論で進んで、本年度については進んでいきたいというふうに考えておられるものだと思います。

**○3番（原 直弘君）**

今後、スタディクーポン事業についてもいろいろ改善等がなされていくかと思っておりますので、その折にはこういった町外就学者も補助対象にしていくという議論もしていただきたいと思います。

この項については以上で質問を終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。町道整備について。その中の1番目、舗装長寿命化修繕計画による道路維持補修の状況について、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（三好浩之君）**

皆さんこんにちは。私のほうからは、原議員の質問事項2、町道整備について、質問要旨1、舗装長寿命化修繕計画による道路維持補修の状況についてという御質問に対しお答えいたします。

舗装長寿命化計画につきましては、平成25年度に実施した路面性状調査の結果をもとに、

平成28年度までの修繕等を反映させ、策定しているところであり、維持補修については、舗装路面のたわみ、ひび割れ、ひずみなどの状況をもとに、住民からの要望を重視し、事故などの危険度や補助金、交付金の配分状況、用地取得状況、財政状況などを総合的に勘案し、都度計画を見直し、緊急度の高い路線から補修を実施しているところでもあります。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

**○3番（原 直弘君）**

本年度も町道補修等工事で予算を上げられていて実施がなされると思っておりますけど、この修繕計画に上げていた30年度の路線ですね、その計画路線と、今回、町道補修等工事で30年にだされた路線、実際はその分の予算の執行についてお尋ねいたします。

**○建設課長（三好浩之君）**

原議員のほうからの御質問で、修繕計画に計上していた今年度の計画路線における予算の執行状況ということでございますけれども、まず、修繕計画の中で公表しております路線につきましては、下津毛東西線、米多西線、坊所九丁分線、八枚江越線ということで4路線、平成30年度に整備を行うということで公表しているところでございます。

それぞれの金額ということでございますけれども、舗装工事に関しましては、路線ごとに計上するのに非常に難しく、抱き合わせで複数路線を発注しておりますので、予算の執行状況ということで申し上げますと、予定どおり今、進んでいるということで御理解いただければと思います。

**○3番（原 直弘君）**

今回、なぜこの質問をしたかということ、舗装長寿命修繕計画では、毎年約50,000千円、それを5年間するというように計画はなっておりましたが、実際最終予算において、町道補修等工事の予算が135,800千円あっていましたので、この差についてちょっと教えていただきたいと思っております。

**○建設課長（三好浩之君）**

今、原議員のほうからの御質問で、50,000千円の計画に対して130,000千円ほどの予算を計上ということでのその差についての御説明ということでございますが、当初、この事業につきましては起債事業ということで国のほうからの新規の事業としての計上がっております。うちのほうからの要望を上げました、今、計画しております50,000千円というのは、去年の要望の段階での金額でございまして、実質、申請をかけた段階での金額が130,000千円ということで、国のほうからの認可も130,000千円でおりにしているということで、去年の補正予算計上で事業化をさせていただいているところでございます。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

今、お聞きした分では、計画時点と申請時点での差があったと、タイムラグがあったとい

うことで認識いたしましたけど、いわゆる長寿命修繕計画の目的というか、計画的な修繕を行い、修繕費用の平準化を図るということでひとつあると思うんですけど、この中で年間50,000千円ずつしていこうという計画があったと思いますけど、それを当初年度からそれ倍以上の計画ということであっておりますが、幾ら起債といえども借金でございますので、その目的と若干違うような気がいたしますので、そのあたりの説明をお願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

先ほどの答弁にもう少し補足をしたいと思いますが、この30年度の3月に策定されました舗装長寿命化修繕計画につきましては、その前段29年度からの策定が当然始まっているわけでありまして、そのときには、この長寿命化債と言われる起債事業を充用することを想定せずにおったと思います。私の記憶では、起債事業の申請をしていて、それが採択をされたということを受けて、町の持ち出しがぐんと減るということを確認し、その起債事業を活用しながら、これは期間がございますので、3年間という、この期間に議員からの御指摘の多かった道路事業について、対策をして解消をしていきたいということで始めたわけがございます。

議員は、先ほど長寿命化修繕計画がベースになって、毎年、執行していくべきだというお考えかもしれませんが、基本的には先ほど建設課長申しましたように、維持補修については、長寿命化修繕計画を参考に、参考に、住民からの要望を重視し、事故などの危険度や財政状況、補助事業にあつては前者に加え、事業費配分状況等を総合的に勘案し、また、組織団体等の要請、用地取得状況、財政状況等を勘案して考えるべきだというふうに答弁したと思います。言い返せば、この場合でいうと、補助事業の採択、補助金とか交付金が急になった場合は、これは緊急度が増すし、長寿命化計画の計画を超えての執行というのは十分あり得ると。あるいは用地買収先のめどが今ついて、今だったら売ってもいいよというような状況があれば、そこは緊急度が上がるのが当然だということも含めた表現になってございます。よって、このケースでいきますと、補助事業の採択があつたことを受けて、町の持ち出しは幾分少なくできながら、かつ何倍も町道補修の解消に、町道のたわみ、ひび割れ、ひずみ等の解消に向けて事業実施ができる環境が整つたことを受けて、昨年度、平成30年度、あるいは平成31年度についても予算を、この事業期間について拡大しているという状況でございます。

**○3番（原 直弘君）**

今の町長の説明で、機を逃さないというか、そういう趣旨であつたかと思いますが、そしたら長寿命化計画で30年度から34年度まで、計の260,000千円近くの計画が上げられているんですけど、この全てで大体修繕、上峰町内の修繕が終わるということで考えてよろしいんですか。

**○議長（中山五雄君）**

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩します。休憩。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

最初に、教育委員会のほうから訂正方を、お願いを申し出されておりますが、いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。

○教育長（野口敏雄君）

午前中、原議員さんの御質問にお答えしておりましたけれども、先ほど町長の後に私が答弁いたしました答弁内容につきまして、訂正をお願いしたいと思っております。

スタディクーポンに関する学習のことで、その対象者についてという御質問でございましたけれども、その趣旨が大分、私自身がそこに、立ち上げのときももちろんですけれども、関与してなかったということもありまして、まだ理解が十分でなかったということもありまして、趣旨がかなり違ってきていたかと思えます。

改めて確認をしましたけれども、スタディクーポンにつきましては、上峰中学校における中1ギャップの解消というところを皮切りに取り組んでおりました。中1ギャップは、もう皆様御承知のように、小学校から中学校への段差の中で学習につまずく子供たちが出てくるというようなことであったわけですが、当初はその中で放課後補充学習というパソコン室を利用した学習が行われていました。ただ、それだけではなくて、子供たちや保護者のいろいろなニーズがありましたので、学習塾や、あるいは習い事も含めて、子供たちの学習、あるいは個性の伸長を支えていこうというふうに変わってきたところでございます。

同時に、そうやって基礎学力であるとか、あるいは個性が伸長されていくことを通して、子供たちの中でのいじめであるとか、あるいは教育格差の格差解消がなされていくんではないかという政策ではなかったかというふうに思います。それに対して予算をいただきまして、町長が申されましたとおり、貧困対策の一助として取り組んでいくということが今後も大事なことになってくるんじゃないかというふうに思います。

ことし1年間実施をしまして、保護者の方はもちろんですけれども、非常に高評価を得て

いるところでもございますので、その中身について、さらに充実させて取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

原議員いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら、午前中に引き続きまして、町道整備についてという中の1番、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

午前中に引き続き、手元に資料が参りましたので、私のほうからまず答弁させていただきたいと思います。

おっしゃるように、一見予算書を見れば50,000千円の、当初、公共施設等適正管理推進事業債を使う前に、50,000千円の長寿命化計画に基づいて予算措置をしようとしたものが135,000千円ですか、原議員おっしゃるですね。135,000千円になって、大変血税を多くつぎ込んでいるような見え方をしていることと、また起債を起こすということで、借金を残すようにこのやりとりの中で思われたのかもしれませんが、今回、実際は起債事業を起こすことで町の持ち出しは50,000千円から10,000千円に済む事業でございます。補助事業で充当率9割の事業でございますので、持ち出しは少なく、かつ事業範囲は2倍にすることができる。町の持ち出しは5分の1で2倍の面積を工事に充てることができるということでございますので、もちろんその交付税措置されない部分については、議員御理解のように、基本的に本町の起債事業としてということですから持ち出していくことになりましたが、それも上峰町には健全な財政運営に関する条例がありますので、ことしできる借金の総額は返済する額を下回らなきゃいけないということになっていきますので、シミュレーションした上で財政当局ともお話しになった上、その比率については一定程度、この条例に違反をするものではないということで、今回、事業を起こしておられるということでございます。

実際、事業費については135,000千円ではありませんで、105,000千円でございます。原議員がおっしゃったのは側溝改修等も含めてのことだと思いますけれども、105,000千円でございます。起債は94,500千円ということで、一財の持ち出しは極力減らしながら実施に向けて行っていきたいと。血税をできるだけ少なく抛出するという考え方で、財政運営には配慮した上で今回の事業を組み立てているところでございます。

**○3番（原直弘君）**

先ほど予算として130,000千円が105,000千円。それも含めて、この中に幾ら入っているのかということで、ちょっとこう、流れとしてはお尋ねしてたんですけど、今はっきりと105,000千円という形が出ました。平成31年度の予算については、今、計上されている129,000千円か、その中のうち、どれぐらいこの修繕計画の分が入っているか、教えていた

だきたいと思います。

**○建設課長（三好浩之君）**

今、原議員からの御質疑で、31年度の当初予算の中身にどれくらい含まれているかということでございますけれども、金額としましては78,000千円程度ということでございます。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

先ほど質疑したと思いますけど、この計画の中の30年度から34年度までの合計が260,000千円近くあるんですけど、現在、修繕すべき全体の金額がこれということで認識してよろしいでしょうか。

**○建設課長（三好浩之君）**

原議員からの御質疑でございます。34年度までの金額260,000千円程度で、全体でいいかということの御質疑かと思っておりますけれども、あくまでもこの修繕計画につきましては29年度時点での状態に基づき計画しておりますので、今後、都度その状態というのは刻々とほかのところも変わっていくと思っておりますので、その状況を見ながら、この金額については今後も変更になっていくということで御理解いただければと思います。（「次へお願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、地区要望の現状と対応について、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（三好浩之君）**

原議員の質問事項2、町道整備について、質問要旨2、地区要望の現状と対応についてという御質問に対しお答えいたします。

町道整備に関する地区要望に関しましては、要望書という形で地区区長を通じて提出していただいているところでございます。提出された際に課の職員により現状把握を行い、必要な対策を検討した上で、事故などの危険度や財政状況などを総合的に勘案し、緊急度の高いところから対応しているという状況でございます。

以上です。

**○3番（原 直弘君）**

この対応について、どうして質問したかと申しますと、以前、井手口の団地内の町道において、梅雨どきに限らず、激しい雨が降ったときに冠水状態といいますか、数十メートル、二、三十メートル以上はあったと思っておりますけど、もう毎年、毎回のごとく冠水していた状況がございまして、家屋への出入りにも多分に支障が出ている状況であった案件がありました。

その中で当然、区長さんのほうが役場のほうに要望を出されたわけなんですけど、工事をしてもらうまでに3年はちょっとかかっているものと思っております。実際、本年度に一部

改修が行われまして、大分解消はされたんですけど、今後もこのような要望等ですね、緊急性がある分、この緊急性がある分については当初予算とか、計画が乗せない状況でも対応していただきたいということの要望で、この質問をしたわけでございます。お願いします。

**○建設課長（三好浩之君）**

今、原議員のほうからの御質疑で、緊急度の高いところに関しては、当初予算等に計上するまでもなく、緊急的にすぐ対応できればということでの御質疑かと思えます。

町道の維持補修等の工事ということで、委託業務費を別に組んでおりますので、緊急に対応できるような予算措置は一応しているところではございます。ただ、その予算にも限りがございますので、年度内に対応できるような予算内であればすぐさま対応できるような状況にはあるんですけども、現地調査を行った上で経費がかさむようであれば当初予算に次年度、もしくは財政状況等、勘案したところでの年度での計上になりますので、後年度になるという状況でございます。

**○3番（原 直弘君）**

そうですね。補正予算の対応ということで回答いただきましたので、それはそれでいいと思いますけど、やはり工事計画がなくても、とにかく緊急的にするような要望は今からも当然出てくるわけでございまして、それについては迅速かつ正確に対応していただきたいと思っております。それがですね、いつも皆様がおっしゃる、私たちも当然念頭に置いておりますけど、安全・安心のまちづくりにつながるということで確信いたしておりますので、強く要望いたしまして、この項は終わります。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

次に進みます。

質問事項、中心市街地の再開発について、質問要旨1番、中心市街地活性化事業の応募状況について、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

原議員の質問事項3、中心市街地の再開発について、要旨1、中心市街地活性化事業の応募状況についてに関して答弁をいたします。

本PFI事業に関しましては、1月25日に募集要項公開をし、2月8日を応募期限としておりました。2月21日に応募事業者に対し説明会を行ったところでございます。

応募事業者名や応募事業者数については公表を差し控えておりますので、御了知のほどお願いしたいと思います。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

**○3番（原 直弘君）**

今、何社が出ているか、差し控えるということでありましたけど、1社以上出ているかど

うかもどうでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

数のみの御提示ということなんですけれども、大変申しわけないんですが、応募事業者に関することは公表しておりません。

理由を述べたほうがまずよろしいかと思っておりますので、そちらのほうから御説明申し上げます。

本事業はPFI事業という特性もございます。そのPFIでやった場合はコンソーシアムというものを形成いたします。それで、何社、あるいはどこがということが公になりますと、コンソーシアムと言われる企業連合を組成するんですが、その枠組みに変化を生じるおそれというのがございます。また、A社が出ているのであれば、うちはバッティングするので、出なくていいとかですね。今のコンソーシアムの企業連合よりもあっちについたほうがいいとか、あそこが手を挙げているんだったら今のうちに下請で入れるようにとかいうような形で、各企業判断への影響が十分考えられるため、無用な混乱を避けるためと御理解いただければ幸いに存じます。

また、応募締め切り段階で応募した事業者が何らかの事由によりまして後に辞退をした場合など、事業者情報を公表したために、次回以降行う事業の公募の際にエントリーしにくいなどの影響も考えられます。今後、こういった公民連携事業を進めていく立場といたしましては、事業者が参入しにくい環境を形成することは本意ではございませんので、こういった事情により公表を差し控えておりますが、応募事業者はおられますので、御安心いただきたいというふうに思っております。

なお、優先交渉権者が決定すれば、それは公表いたしますので、御了解のほどお願いしたいと思っております。

以上でございます。

**○3番（原 直弘君）**

今の説明では、何社というのを控えるのの理由には、ちょっとう、なってなかったんですけど、応募があっているということで次の質問に移っていただきたいと思っております。お願いいたします。

**○議長（中山五雄君）**

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

原議員の質問事項3、中心市街地の再開発について、要旨2、今後のスケジュールについてに関し答弁をいたします。

現在、2月21日に応募事業者に対する説明会を終えまして、質疑、あるいは対話というも

のの期間に入っております。対話の中で応募事業者の提案内容の熟度が高まっていくものかと考えております。

5月にプレゼンテーションを実施いたしまして、5月末には優先契約事業者を選定いたしまして、基本協定を締結していく流れと考えております。その後、事業者契約の仮契約を行う予定をしております、仮契約を本契約にするため、またしかるべき議会におきまして議案を上程することとなるだろうというふうに考えております。ほかにも関連議案につきましては五月雨的に上程していくことを現在考えているというふうにございます。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

**○3番（原 直弘君）**

それでは、スケジュール内容について質問をいたします。

まず、先ほど仮事業契約締結後の議会議決と言われましたけど、その前に、基本協定締結の前に債務負担行為の議会議決があるようなことでこの提案書には書かれておりますけど、それで間違いないでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

順番から申し上げますと、基本協定の前に予算の議決ということではなくて、仮事業契約の前にするということになります。ですので、基本協定と仮契約の間というような御理解いただければというふうに思っております。

**○3番（原 直弘君）**

それでは、一番初めの債務負担行為の議会議決ということで、このときには優先交渉権者の提案した価格により債務負担行為の議決を得るということで書かれてありますが、実際、提案した価格がまず妥当かどうかの判断はどのようにされるのか、教えていただきたいと思えます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

実際、お見込みのとおりでございます。提案事業者が提示された価格に基づいて、本町としてどれぐらいの割合が必要なのか、あるいは本町として幾ら必要なのかというものを算定した中で予算に上げることとなります。それが妥当かどうかという判断なんですけれども、これに関しては私どものほうでもコンサル、ちゃんとしておりますし、またプレゼンテーションの中でもそういった中に関しては当然提案内容をかみ含めたところで判断をしていくということにもなりましょうし、また議員の言われる競争的対話の中でも、これに関してはしっかり議論した上で、熟度を高めていく中で無理があるかないか、こういったものの判断も当然していくということになりますので、そういった形で御理解いただければというふうに思っております。

**○3番（原 直弘君）**

わかりました。一応その妥当性の確認はされるということで承知しましたけど、ちょっと

中身を見ますと、町が支払う費用としまして、まず設計費用、解体費用、建設費用、開業準備費用とか、その後の開業後の維持管理費用、住宅を建設した場合は住宅の運營業務費用と、もうほぼ全ての項目について町がそのサービスの対価として払うようになっているんですけど、その辺を含めた中で一番初めの債務負担、その提案額の妥当性の確認をした後に提示されるということによろしいですか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

施設の全部に関して町が払うということではございません。ただ、総額がわからないことには町がどれぐらい負担するかというのはわからないということも確かにそのとおりでございます。ですが、あくまでも町が公共として入る部分、これに関してサービス対価が生じるということになります。場合によっては区分処理による買い戻しであったり、そういったオプションもございます。そういった際に各省庁の補助金を模索して、補助金を後からつけていただくとか、そういうふうな手法もPFIの場合は可能ですので、極力、町の財政を圧迫しないような形で予算計上をしていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

なお、公共が入らない部分に関しては民間のテナントさんが入られてサービス対価を支払っていくということもございますので、全てを町が払うと、そういうことではございません。あくまでも公共の部分に関して町が支払うということでございますので、その辺でその生じないような形に御理解いただければというふうに思っております。

**○3番（原 直弘君）**

私の質問も、当然全てということの質問じゃなくて、全ての項目についての事業者が提供するサービスの対価について町が支払うようになったということの質問をしたかと思いますが、その辺は今の回答と合致していると思います。

それで、ちょっと飛び飛びになるんですけど、この中で事業完了後の措置ということで、事業期間の終了後、事業者は複合施設から速やかに撤退するということが記載されておりますけど、どういった理解、これ以後はまた事業者との話し合いになるものか、もう全てこの文言どおり、町のほうが改めて次の事業者を探して運營業者を探すのか。はたまたちょっと町が、町のかかわり合いですね。その件についてちょっとお聞きしたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

それは20年間の契約を締結している以上、20年後にはそのテナントさんにはそこから退去していただくことになるということを言っているのみでございます。よって、20年後の町政でまたさらなるPFI事業を起こすか、あるいはもうこの土地については取得をしておりますから、これを売却されるという判断はそのときの町政のお考えによるものだというふうに理解していただければと思います。

**○3番（原 直弘君）**

理解いたしました。

それで、先ほどの説明の中で、実際2年後に開業して、ずっと20年間は運営されるわけなんですけど、その維持管理運営業務の中のサービスの対価というのは、あくまでもうちのほうが施設的に要望した分についてのみ対価が発生するのか、全体的に発生するのか、教えていただきたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

部分的に発生するのか、あるいは全体的に発生するのかという御趣旨なのでしょうか。ちょっと済みません、とりあえずそのお受けした内容でちょっと判断したいと思いますが、基本的にサービス対価の額を決めるのはSPCのほうになります。事業者、あるいはSPC、こちらのほうが対価の額、これであればペイできるというような算定をまずします。ですので、彼らがちょっとまず、この事業に係る設計、あるいはその土地の造成だったり、解体だったり、あるいは運営だったり、開店準備費用だったり、これを20年間でどれぐらいやればペイできるのかというものを彼らがまず総額で試算をいたします。それに基づいたところで民間がテナントとして入って賄う部分、そして私ども公共として公共サービスを行うべき部分、ここをすみ分けいたしまして、そこの面積に係るものに関して、そのサービス対価で出した部分をお支払いするというような内容でございますので、その辺のところの趣旨をですね、ちょっと私も理解し損ねていると、恐らくお互いの理解でそごが生じる可能性が出てまいりますので、そういった全体的な総枠の御理解でいただければ幸いかなと思って、ちょっと補足的に申し上げているところですので、御理解のほど頂戴したいというふうに思っております。

**○3番（原 直弘君）**

今、室長のお答えは私の質問と一緒にございますので、その中でやっぱり一番気になるのはやっぱり向こうが提案された額の妥当性。当然、事務局というか、町のほうは妥当かどうかの判断はされると思いますけど、実際、議会が債務負担行為の議決をする段階前に、1度話し合いの場とか、そういうのを持っていたいただければと思いますけど、その計画はございますでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

これまでもちょっと御説明を差上げた経緯はございますけれども、ただ、姿図がはっきりしない中でですね、だろう、じゃろうというような形でのお話というのなかなか御理解が得にくかったのではないかというふうにも正直思うところでもございます。ですので、一定の姿図がある程度できた段階で、しっかりと私どもの考え方、そして事業者の提案で組んだところとか、事業者からよりよい提案があったとか、そういった内容に関しましては一定の御説明というのはもちろんこちらのほうでも考えてございます。

**○3番（原 直弘君）**

事前の説明があるということで了解いたしました。

それで、事業の応募の要項で、予想されるリスクと責任分担ということで、今回、リスク分担の考え方として要求水準書に示すとおりということで記載されておりますけど、この要求水準書というのを内容的にちょっと概略説明いただければと思いますけど、よろしいですか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

要求水準書と申しますのは、通常の公共発注で入札するときにある仕様書に近い形のものでございます。ただ、仕様書と違うのは、基本的にPFI事業は性能発注でございますので、最低限こういうことをやってほしいとか、町としてはこういうものを希望しているとか、そういったものをまとめ上げているものです。先ほど言われてありましたリスク分担というのは、公と民とどちらがどういう状況において負担をとるか、責任をとるかというような内容のものになりますので、いろいろ事業をやっていく中ではリスクが出てまいります。ですので、そのリスクを前もって予見した形であらかじめすみ分けをして、その内容に関しても競争的対話の中で、こういうリスク負担を考えているけど、どうかというような形で提示をして、対話の中でさらに熟度を高めていくと、そういうような内容のものでございます。

**○3番（原 直弘君）**

そうですね。ちょっと一番私が気にするのは、相当大規模な事業でございますので、町の負担が債務関係でも相当続くものだとは認識しておりますので、その分の怖さというか、将来的に不安、そういうのがちょっとありますので、この質問をさせていただきました。この関係は説明があるときに見せていただくことは可能でしょうか。

もう一つ、このイオン跡地以外に町のほう、もしくはSPCによる買い増しとか、そういう計画はございますでしょうか。

**○議長（中山五雄君）**

執行部の答弁は。

**○町長（武廣勇平君）**

まず、財政状況を御心配いただいて本当にありがとうございます。基本的には財政を極力持ち出しを少なくするという視点で、このまち・ひと・しごとづくり、総合戦略に掲載されているものをしっかりと行っていくというふうに考えておりますし、財源はふるさと納税で全て対応していきたいというふうに考えてございます。

そして、今言われました、御質疑にございました買い増しですね、土地の。土地につきましては、今、議員の皆様方にお示しした絵面はイメージ図でございまして、この買い増しについてはあのエリア全体を考えていきたいと思っておりますので、イオン九州跡地のみならず、私がかねてから申し上げておりますように、商業施設と公共施設と歴史的史跡と温泉施設と言っておりますので、あのエリア一帯についてですね、必要とあれば取得していきたいと思っております。ただ、必要性については、そこはしっかりとその必要性を確認してい

く必要があると考えてございます。（「要求水準書」と呼ぶ者あり）

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

要求水準書につきましてはかなり分厚いものでございます。多分読むだけで嫌になるんじゃないかなというぐらいの内容でございますので、また御説明を差し上げる際に、ちょっとざっくりした内容です、こういったものに基づいてこういう提案がなされているというような形の御説明というのは、その説明の折にそういったものでかえさせていただきたいというふうに思っておりますので、そういった御理解で頂戴できればというふうに思っております。

**○3番（原 直弘君）**

先ほど町長の答弁でもありましたとおり、持ち出しを少なくしてふるさと納税を活用していく、その考えで進めていただきたいと思います。

とにかく事業としては大きな事業であり、はたまた上峰町の将来を左右する事業でございますので、この点は議会ともども、住民の意見も今までも聞いておられますし、今からも聞かれるものと思いますので、逐一、密に協議等をしていただいて、進んでいただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

答弁は要りませんか。（「はい。済みません、一言お願いします」と呼ぶ者あり）誰。

（「答弁を一言お願いします」と呼ぶ者あり）答弁のほど一言ということで。

**○町長（武廣勇平君）**

大変御心配をいただいておりますことも承知しておりますし、逐一の協議が必要なこともよくわかっております。しかしながら、私もなるべくマスコミの方々含め、なるべくつぶさに今起きていることをお伝えしようと思いきや、なかなかその要求水準書についても、あるいはサウンディングに応募された企業についても、なかなかオープンにできないという状況にございました。といいますのも、先ほど室長が申しましたことも一つの理由ですし、これ、大きな全体としてですね、公共入札で言うと現説から最後、落札以降、施工までの間の入札期間になるわけですね。だから、その間で当事者間に不利、有利な影響を与えるようなことについて、可能性として影響を与える可能性があればですね、なかなか公表できないという状況にあることを御理解まずいただきたいというふうに思いますし、ただ、議会が意思決定をされるわけでございますので、それに関する情報についてはしっかりと上げていきたいと思っておりますから、今後とも皆様方の御理解をもとに進めていければと思っております。

**○3番（原 直弘君）**

外に出ること、ひとり歩きするのを御心配されると思いますけど、やはり私たち議会もこの件に関して、ほかの事業でもそうですけど、若干こう、早ければ早いほどですね、私たち

も考える時間も与えられますし、よりよい施設に、事業の内容にしていくためには、そういった形で進んでいったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、今後とも密に報告していただければ、また協議していただければと思います。

以上でございます。

**○議長（中山五雄君）**

いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、3番原直弘君の質疑は全部終了しました。

続きまして、4番吉田豊君をお願いします。

**○4番（吉田 豊君）**

皆さんこんにちは。4番吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、通告順に従いまして一般質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、1番目といたしまして、急傾斜地の防災対策という質問事項の要旨の1で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、昭和44年法律第57号にて公布施行された、この法律の施行に伴う町の取り組みについてお尋ねをいたします。

2番目といたしまして、種子法廃止に伴う今後の取り組みという項目で、要旨の1、種子法が昨年3月31日付で廃止されましたが、それに伴う今後の農業に対する影響はどうかということで、まず、その内容の1として、種子法とは一体どういうふうな法律なのかということと、2番目に、その種子法の廃止によってどういう問題が発生するのか、想定されるのかということをお尋ねしたいと思ひます。

その要旨の2として、上峰の農業を守るための施策はあるのかということでお尋ねをしてみたいと思ひます。

質問事項3として、老人福祉対策ですが、この件については、これまでの各議会で現在の敬老祝金の前に、毎年老人に対する敬老祝金を支給されておったわけですが、その敬老祝金の復活を各議会でお願ひしておりましたが、なかなかその実現ができませんので、質問の途中で、現在、他の市町では、この敬老祝金の廃止が進んでおるが、上峰町としては現在の支給しておる敬老祝金の事業を継続的に、できるだけ長くやっていきたいというお答えですが、ただ単に廃止じゃなくて、代替対策事業が行われておるんじゃないかというふうに思ひますので、まずその点について調査されておれば、その点についてお尋ねをしたいと思ひます。

4番目といたしまして、ふるさと納税でございますが、まず質問の要旨として、各年度ごとの寄附総額と必要経費、返礼費とか、送料、広告等宣伝費の経費を必要とするわけですが、それを除く実質一般財源として、どの程度の金が見込まれているのかということでお尋ねをしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（中山五雄君）**

それでは、質問事項の1番目に、急傾斜地防災対策、急傾斜地の崩壊による災害の防止に

関する法律の試行に伴う町の取り組みについて執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（三好浩之君）**

私のほうからは吉田議員の質問事項1、急傾斜地防災対策、質問要旨1、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に伴う町の取り組みについてという御質問に対し、お答えいたします。

まず、議員御質疑の中の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律について少し触れさせていただきます。

この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって、民生の安定と国土の保全に資することを目的として、昭和44年7月1日に公布されております。

急傾斜地の定義に始まり、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊防止工事の施工基準、受益者負担金などについて明文化されているところです。

この法律の施行基準に合致する崩壊防止工事は、都道府県が国庫補助事業として施行することとなります。佐賀県では、この国庫補助事業の対象とならない箇所について、市町村が実施する事業に佐賀県単独の補助金を公布する要項を平成17年に創設されております。

補助事業の採択基準については、国の基準を緩和した内容となっているところであります。

さて、町の取り組みについてということでございますが、本町には、この国庫補助事業の対象となる急傾斜地が存在しないため、県単独事業で取り組むこととなります。しかしながら、県の補助事業の採択基準を満たす箇所がないため、現在までに取り組みは行っていないところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

**○4番（吉田 豊君）**

今、建設課長からお答えをいただいたんですが、私の考え方と若干違うところがあると思うんですね。法の制定趣旨については先ほど言われたとおりだと思います。それは私も納得しております。ただ、5戸未満の小規模災害の危険箇所が発見された場合については、どのような方法で対応、対処されるのか、お尋ねします。

**○建設課長（三好浩之君）**

今、吉田議員からの御質問で5戸未満の、県の基準のことだと——ございますが、まず、県の基準でございますけれども、事業費が600千円以上、傾斜角度が30度以上、崖地の高さがH5メートル以上、人家5戸以上が被害を受けると想定されるということで、この条件を全て満たすところが県単事業の対象となるということで示されているところでございます。

これに漏れる箇所につきましては、基本的にはその個人の土地であれば、個人さんが対応すると。そこに官地があるようであれば、公共的な立場からそこを整備するというような条件になると思いますので、今言われている5戸以上の——5戸未満の箇所につきましては、

その状況によって判断すべきだということで認識しているところでございます。

以上です。

#### ○4番（吉田 豊君）

県の採択基準に該当しないから、そのまま放置せざるを得ないというふうな、ちょっとお答えに私は聞こえたんですが、その災害の規模によって、例えば、東日本大震災あたりのああいう大きな災害は国の直轄事業ですよ。それを若干下回れば県の事業でなってきます。

じゃ、県の事業に該当しないような1戸とか小規模な災害の発生予測がつくような危険箇所については、私としては町の単独で補助金要綱なりをつくって住民の生命と財産を守る責任があると思うんですよ。

その根拠はね、地方自治法第1条の2の第2号に地方公共団体の役割と国の配慮という項目がありますが、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本すると規定されております。したがって、先ほども言いますように、県で対応できない分について放置するんじゃないじゃなくて、少なくとも町の独自の補助金要項なりをつくって、その災害の内容によって、補助金の率は変わるにしても、何らかの手だては住民サービスとして、していかなければならないんじゃないかというふうに考えますが、いかがですか。

#### ○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員のほうから漏れたところはしないということじゃなくて、町単独でも補助金要項を設けてでもやっていくべきじゃないかということでの御質疑かと思えます。

まず、その状況、その急傾斜地の崩壊、災害が起きるであろうという予測される場所が民有地である場合、その民有地である場合に、基本的に町内各箇所ありますけれども、個人さんが崖地の上の方、下の方、個人同士で話し合いをしながら措置をすべきであるというふうに認識をしております、その補助事業等以前に、その場所がどうであるかというところを、まずうちのほうとしては判断すべき、公共的な立場で公平性を考えると、そういう立場で考えるべきじゃないかというふうに認識しておるところでございます。

それを認識した上で、公共的な施設等があるようであれば、そこに補助のといえますか、当然公共的な立場で町のほうで措置を行うべきじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

#### ○4番（吉田 豊君）

もう少し住民に対する温かい心が必要だというふうに私は思います。というのは、まだ私がこの役場に奉職、在勤中ですが、過去ね、農林災害で査定がありますよね。国から来て災害査定をします。事業費が大体何百万以上でなからんと災害適用ならんわけですね。そのためにね、災害の対象になるように消防車持って行って放水してどんだ崩したことがあるんですよ。それぐらいの以前の課長さんは私たちに命令ばしよんさった。それはあくまで

も住民の立場に立って、住民サービスの一環として、そこまでせんばかなという疑問はあったんですけど、やっぱりひいては住民サービスにつながったからというふうに私は理解して仕事をしよったんですけど、それぐらいの、やはり住民に対する温かさ、サービス精神は持っていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

#### ○建設課長（三好浩之君）

今、吉田議員さんのほうから住民に対する温かい気持ちを持っていただきたいということでの御指摘でございますけれども、まずもって、先ほどから申し上げますとおり、その個人さんの土地というところに公費をつぎ込むということ自体がどうであるかというところの議論点も出てくると思います。

その災害復旧という観点で、今吉田議員のほうからの質問でございましたが、災害復旧になりますと、その施設であったり、農地であったり、いろいろ中身で分かれるわけでございますけれども、施設と農地に関しましては、個人さんから負担をもらっての農地復旧、災害復旧という形になると思います。

この急傾斜地崩壊に関しましては、個人負担の部分というのは、法的に定めがございますけれども、本町としましては、その個人負担的なものというのは、条例的に設けていない状況でございます。

県内、私のほうでちょっと県のほうに問い合わせをかけたところ、ある程度の団体で負担金条例というのを設けておられまして、あくまでもその負担金条例に関しましては、県単事業とか、国庫事業とか、そういった事業の裏負担に対する負担の条例というのを設けられております。

各市町、今言われている5戸未満の、要するに対象とならないような場所への補助というのは、どこの自治体も設けられていないような状況であるというのは御理解いただきたいと思います。

先ほどからの住民への優しい気持ちということでございますけれども、十分そういった気持ちを持ちながら私も仕事はしているつもりでございます。

以上です。

#### ○4番（吉田 豊君）

課長は、県内、ないというふうなお答えをいただいておりますが、必ずしもそうであるかなというふうに私は疑問があります。

そこで、町長にお尋ねしたいと思いますが、三好建設課長はあくまでも法条例、県の条例に基づいてやっていくというふうなお考えのようでございますが、一般論としてね、上峰町ではできなくても他の自治体では住民を災害から守るという立場で実施している自治体もあります。私の調査結果です。

30度以上の傾斜地で崩壊のおそれがあるところが見つかった場合については、他町村では

やっている現実がある以上、上峰町としても取り組んでいただくべきだというふうに私は思いますが、町長の見解をお伺いします。

**○町長（武廣勇平君）**

災害の場合の、災害への対応については、国が権限を発動する国民保護法型と、従来の自治体の役割の延長線上で権限を調整する権限調整型の2つが理念的に考えられるということで議論がされております。

今の災対法の発想で多くの自治体が事業等を行っているというふうに思いますし、各市町の範囲で、それを越えて突出した権限を発動されているケースもあるやに思います。そのときに大事なことは、ほかの法制との整合性等もしっかりと鑑みた上で検証をして事業を実施しなきゃいけないと考えることが必要だと思いますので、私自身にはそういった知見がございませんので、関係各所に協議をさせていただきながら、どのような姿で考えていくべきか、検討をしていきたいと思っております。

**○4番（吉田 豊君）**

この件については、他の法律との整合性もとらなければいけないというふうな町長のお考えのようでございますので、できるだけ町民の安全・安心を守る立場から、関係各課と課長との意見も参酌しながら、できるだけ町民の側に立って、有利になるような判断をいただけるように努力をしていただきたいという要望を申し上げて終わります。

**○議長（中山五雄君）**

次に進みます。

質問事項の2番目、種苗法廃止に伴う今後の取り組み、要旨の1番、種子法が昨年3月31日付で廃止されましたが、それに伴う今後の農業に対する影響はいかに、執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（日高泰明君）**

皆さんこんにちは、私のほうから吉田議員質問の質問事項、種子法廃止に伴う今後の取り組み、要旨1、種子法が昨年3月31日付で廃止されたが、それに伴う今後の農業に対する影響はいかにについて答弁申し上げます。

主要作物種子法におきましては、廃止する法案によりまして、平成30年4月1日施行により廃止されているところでございます。

種子法につきましては、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要素を背景に、国、都道府県が主導して優良な種子の生産普及を進め、主要農作物、稲、米、大豆の生産性向上、品質の改善を図ることを目的として制定されております。

これによりまして、都道府県のほうで業務をされているところでありまして、都道府県の業務といたしましては、研究機関の見地により、優良な品種の決定、採種計画の策定、原種及び原原種の生産、種子生産圃場の指定や圃場審査、生産物審査の実施などをされております。

した。

種子法につきましては、地域の特性に合わせた種子の開発や有用な種子の安定供給を支えてきた法律であります。現在の種子の開発、供給体制が地方公共団体中心のシステムとなっており、民間の品種開発意欲を阻害するといっているとの理由から廃止されたところでございます。

民間の参入を促すところでは、種子法の廃止とともに成立した農業競争力強化支援法の中におきまして、良質かつ低廉な種子、その他の種苗の供給を実現するために適正な競争のもとで高い生産性を確保するための参入促進や、民間業者による育苗の生産及び供給に関して、活発な事業展開が可能となる環境を整備するため、国の独立行政法人の研究機関や都道府県等からの種子の生産に関する知見の提供といった取り組みが規定されております。

国は種子法は廃止するものの、都道府県がこれまで実施してきた稲、麦類及び大豆の種子に関する業務の全てを直ちに取りやめることを求めるところではないとしまして、この施策として都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間業者への提供を促進するとして、都道府県は官民の総力を挙げた種子の供給体制構築のため、民間業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間業者に対して提供する役割を担うとして、これまで種子法に基づき、都道府県が中心となって米、麦、大豆の種子の生産や、管理などを行ってきた業務に対し講じられている地方交付税措置につきまして、引き続き措置するところと説明しているところです。しかしながら、国の財政措置が減じられていくのではないかとしたところから、予算措置などの裏づけを明確にするため、種子条例を制定されている県も散見されるところであります。

公的なサポートがなくなれば、安く供給されてきた公共の種子がなくなり、農家は民間の高価な種子を買わざるを得ないのではないかとした不安や、種子の知見が民間に提供されて、外資を含む民間の種子の生産参入が進み、安全・安心な米、麦、大豆の生産供給に支障を来すのではないかとした疑念の声もあるところです。

佐賀県におきましては、国は県がこれまで実施してきた種子に関する業務を直ちに取りやめることを求めているところではないことから、優良な種子の供給は米、麦類及び大豆の生産振興において、特に重要であることであり、これまでどおり優良な品種の安定供給に努めるとした方針により、佐賀県主要農作物種子生産基本要領を新たに制定して、継続して種子の安定生産を図っていくところとしたところでございます。

このようなことから農家の皆さんが優良種子の確保に困ることがないよう、地域に適応する優良品種の選定や、種子の生産や管理などについてもこれまでと同じような対応をしていくこととされておりますので、現時点でこの法律の廃止による影響はないものと考えるところでございます。

以上で吉田議員質問の答弁を終わります。

#### ○4番（吉田 豊君）

先ほど日高課長から農業に対する影響はありませんという答えをいただいたんですが、実は私、あることで菅内閣で農林水産大臣を務められた弁護士の方の山田正彦さんの講演を聞く機会を得ました。その講演の内容を聞くと、とてもじゃないけど、もう日本の優良な種子、特に佐賀県で言うならば、米のさがびよりも大豆のフクユタカも、小麦のシロガネコムギの種子もほとんど生産ができなくなるだろうということなんですね。というのは、現在、この種子法の廃止の目的が全世界の種子メーカーの圧力によって日本、今の安倍内閣が屈したというふうな見方をされておるようです。

その中身について若干触れてみますと、現在問題になっているのが、私たちもよく使うんですが、ラウンドアップという除草剤の品種があります、品名がですね。その主成分がグリホサートという成分なんですけど、これを、グリホサートに対抗する遺伝子を取り出して、遺伝子組み替えのGM作物をつくり出した種子を販売していこうという狙いがあるそうです。その代表的なものがアメリカのモンサントという会社だそうなんですけど、その国の農林水産省がこのグリホサートの残留農薬を検査したところ、アメリカのカナダ産の小麦の90%以上から検出されたと、残留農薬でですね。そういうものを子供たちが学校給食のパンで、その小麦を使っているところはちょっと私はわかりませんよ。もしそういう小麦を使ったパンを学校給食で食べておるといことになれば、これは重要な問題であると。

先ほどの先生の話で私も初めて知ったんですが、アメリカのある小学校の学校の校庭に除草剤散布としてラウンドアップを長年散布しておったその用務員さんでしょう。このグリホサートというのが発がん性物質があるらしいんですが、それを長年使用して、散布の折にやっぱり体内に吸収したんでしょうね。悪性リンパ腫にかかって裁判ざたになって、その因果関係が認められて320億円のアメリカモンサントに対する損害賠償の判断決定がなされたそうなんです。

要するにそういうふうな危険な成分を持っておる除草剤を大規模農家に使わせて生産していく方法がプレハーベスト処理というふうなことらしいんですが、食料作物がまだ刈り取らんで立っている間に、ラウンドアップを頭から乗用管理機なり飛行機でかけているらしいんですよ。その頭からかかったやつを収穫して、小麦ならば全量製粉してするから残留農薬が入ると。

私たちが今つくっているのは、非選択性で稲にかけたら稲も枯れますから畦畔処理とか、稲を播種する前とか、麦を播種する前、大豆を播種する前にそのラウンドアップというグリホサートの成分の入ったやつを使って散布していくわけなんですけど、非選択性の除草剤ですから全ての作物が枯れます。これを刈り取る前に大型機械で散布していけば、非常に省力化になるわけですね。だから、今後、今、政府が進めている後継者に大規模農業経営とかなんと

かという形になれば、労働者が少なくなってくるわけですから、そういう管理体系をしていかなければ農業従事者の労働力も足りませんので、そういうことが考えられるから非常に危険ですよということをお聞きしたんですね。

先ほどそういうふうなおそれがありますよというふうなことで申し上げたんですが、その話を聞いて課長はどのように思われるかですね。何か対策をとらにゃいかんと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○産業課長（日高泰明君）

先ほどの議員御質問のアメリカの外資企業によります農薬の問題とかのところで、そういうふうなところが国内、上峰にも入ってきましたらどういった対応をとるべきではないかというふうなところで答弁をさせていただきます。

議員御質問のところで、山田正彦様の講演というところでありましたが、私も情報収集としまして、山田正彦様のインターネット上ですけれど、提起されておりますブログですというふうなところは拝見させていただいております。そういったところでありましても、現在、国のほうで行っております農業に対する改革の流れというふうなところで種子法の廃止ですか、種苗法の改正についてもお話がされているところと思います。

そういったところにございまして、確実な情報としまして、私たち上峰町の産業課のほうで所管しておりますところで、県からの通知文等は、そういうふうなところで情報提供があるところではありませんで、そういった確実な情報というところではありませんが、議員御質問のところでお答え申し上げますと、そういった発がん性物質でありますとか、そういったところが町内に入ってくるようなところでありましたら、もちろん町としても検討していく。その前に、国、県から、そういったところの情報提供を受け、一緒に施策的なところで臨んでいくべきというふうなところで考えておるところです。

以上でございます。

#### ○4番（吉田 豊君）

国、県の指導を待っておるといふようなことを言われたんですが、今、ここに私の手元に、ことし2019年2月18日の農民運動全国連合会、農民連というところの発行の新聞があります。その報道によると、輸入小麦の製品から残留除草剤グリホサート検出、発がん性が指摘されているという先ほど私が言いましたような記事が載っているわけですね。

それと、農民連食品分析センターの八田純人所長さんの談話では、小麦をたくさん食べる人はグリホサートも多く摂取しますよと。だから、がんになる可能性がかなり強いですよということです。特に、先ほども私、言いましたが、アメリカ、カナダ産の小麦は90%以上からグリホサートが検出されたという報告がありました。しかし、こういう内容は国、県は全然、一般の新聞には載せませんでしょう。こういう問題があったら、種子法は廃止されんけんが絶対出さんはずですよ。だから、そういう研究者あたりの声を聞いて、どういうふうに対応

していかと上峰農業が守っていられないだろうかということで2番目に掲げておりますが、やはり、ひいては国民でしょうけど、とりあえず町民の生命を守るための適切な農作物を生産するためにはどうすべきであるかということ国、県の指導を待たずして何らかの処置をとらなきゃいかんと思うんですが、いかがですか。

**○産業課長（日高泰明君）**

先ほど吉田議員質問の国、県の指導を待たずして町で取り組むべきではないかとしたところで答弁させていただきます。

上峰町産業課におきましては、種子研究者からそういった情報が出ているところもあるかと思えますけれど、確実な情報として、今、インターネット上で錯乱している情報のところもあるかと思えます。そういったところで確実な情報の周知の把握に努め、今後、国、県そういったところの機関等含めまして検討させていただきたいと思っております。

**○4番（吉田 豊君）**

国、県とあわせて検討するじゃなくてね、私からの提案ですけど、やはりこういう問題がちまたで叫ばれるように、議論されるようになった段階ならばですよ、やはりあなた方で構成されている普及所、農林事務所入れた、今も技連というのはあっているんですか。何かそういう皆さん方の、職員の研究する会議を持ってあると思うんですが、いずれにせよ、農協やら普及センター、農林事務所と相談をしてですね、先ほど言いました山田正彦先生なり、こういう研究者を呼んでね、こういう問題があるよということをもう少し知識を深めるためをもってでも、講習会か何かをするべきじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか、ぜひともやっていただきたいと思っております。

**○産業課長（日高泰明君）**

先ほど吉田議員のほうから提案いただきました知識を深めるために講習会などを含め検討していくべきではというふうなところで答弁させていただきます。

国、県同様ですが、普及センターのほうで三神地区の農業改良委員会というふうなところの会合はあっております。そういったところでも含めて、こういった問題のところでも検討するところで話をしていく場としてそこを利用していければなというふうなところでも思いますので、国、県同じですけど、そういったところで普及センター含めまして、普及センター、農協も含めまして、普及センターの会のほうで、こういった話があつておるところについて深く知識を深めていきたいというふうに思うところです。

以上です。

**○4番（吉田 豊君）**

農業改良委員会でこういう話をしていくということじゃなくて、上峰町の産業課長として町の生産組合長、農家なり消費者——食べ物ですから、消費者の皆さん方にも影響するんですね、小学校のPTAとか、あるいは健康福祉課で管轄されております食改善グループで

すか、そういう消費者全てを巻き込んだ講習会かなんかは計画するようにはしてもらえないでしょうか。

**○議長（中山五雄君）**

執行部答弁は。

**○産業課長（日高泰明君）**

吉田議員から質問の他部も巻き込んだ計画についてですけれど、前回の答弁と一緒にありますが、的確な情報収集に努め、関係機関と連絡等を密にしてですね、そういったところでのこの情報について、うわさ話とか、そういったところのところではなくて、確定的なところをつかみまして、そういったところのところで、今後そういった計画が必要であるというふうなところでありましたら、そういった計画も立てていくところですし、また、この件につきましては、かなり大きな問題で、町独自でそういったところの情報収集等はちょっと難しいところもあるかと思しますので、他機関にわたりまして私も照会をかけまして、そういった今後も情報収集に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○4番（吉田 豊君）**

ということは、私の情報は当てにならないということですか。少なくとも弁護士の先生ですよ、こういう問題を提起されたのは、私が話を聞いたのは。しかも、この農民という新聞ですよ。公表されているんですよ。この内容が信用ならんと言われるなら、もう話にならんですね。もう少し私の調査したことも信用してくださいよ。間違ったことじゃないと思います。

要するにこういう講習会を開いて見聞を広めることが、より安心した農産物の生産につながるということになっていけば、当然私はしてもらわにやならんと思いますが、再度お答えをいただきたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

種子法の話と、このラウンドアップ不買規制ていうの、関連がちょっとわからないんですが、種子法が廃止されたいこう、ラウンドアップの後継肥料であるグリホサートをまいても枯れない遺伝子組み換えを、作物に使われることを予定しているということがあるので、ラウンドアップもかねてから使われていますよね。このラウンドアップ肥料について不買運動ということであれば、やはり多くの自治体が恐らく議会の意見書等で声を上げていくというのが一番最も有効で、国全体の取り決めを変えていくということであれば、やはり意見書等になるのではないかと。

講習会につきましても、議会の勉強とかいうことを前提に、要請があれば、議長様と協議をさせていただきたいと思っておりますけれども、本町で不買を、例えば、我々で行うと言いましても、ホームセンターには山積みになっていますし、商店街に行けば、必ず目につくところにございます。それを上峰町の日高課長にとめろと言われても非常に難しい話だと思います

ので、やはり国の制度等を見直していただくような声を上げていく必要性を感じておられる議員さんがいらっしゃるということで、まずは多くの議員さんが、我々も含めて勉強をする機会をとということであれば、議会からの要請であれば、所管委員会、あるいは議長様を通じて、私どもも検討していきたいと思えます。

**○4番（吉田 豊君）**

町長からお答えをいただいたんですが、私が言っているのは、日高課長にそういう勉強会、講習会みたいなものを開いてもらえないかというお願いなんです。不買運動とかなんとかまで展開せろということじゃないです。だから、今、私が提案しているのは、言っているのは、遺伝子組み換えをして、ラウンドアップを頭から作物の生育中にかけて除草剤対策をとるという形になってくると、人間の体内に入ってくるから危険ですよと、そういうものを町民に認識していただくために、こういう問題があるよという講演会みたいなものはできないかということをお願いしているわけです。

ちょっとそういうことで、趣旨で申し上げますので、ちょっと町長からお答えいただいたのは、ちょっと違うかなというふうに思いましたので申し上げます。

**○議長（中山五雄君）**

執行部答弁は。

**○町長（武廣勇平君）**

山田正彦先生は、私も随分親しくさせていただいたこともございまして、その種子法の制定時にも数多くのPRをされておられて、議会によっては意見書等を出されて、恐らく10都道府県、また、多くの市町村議会が意見書等を国のほうに出されたというふうに記憶しております。

4月1日から種子法廃止に伴って、現在、ラウンドアップの話を耳にするところでございますけれども、消費者の立場からすれば、非常にこの含有物が気になる場所でありまして、議員おっしゃるとおりでございます。そして、その情報についても、諸外国で既に不買規制等を行っている地域もあるということで、これはヨーロッパからアメリカ大陸まで幅広く及んでいるというふうに聞き及ぶところであり、にわかには片づけていい話ではないというふうには理解しておりますがゆえ、そうした勉強をしっかりと私自身もさせていただきながら、議員からの御提案がございまして、この御提案をどのように対応すべきかということについて今後検討していきたいと思っております。

**○4番（吉田 豊君）**

先ほど日高課長のお答えの中にもあったように、優良種子の確保というのは、県段階ではないと、町村段階ではできないものなんです。だから、日高課長の答えにもありましたように、他県では県の条例でこの種子を守っていくという条例化が進んでいますよという答弁をいただきました。私の最終目標もそうなんです。佐賀県に種子条例をつくって、今、

私たちがつくっている米ならさがびより、大豆ならフクユタカ、小麦ならシロガネコムギの種子を守って、種子の生産をして販売してくださいという、そういう条例制定をできないかという運動に展開するための手段として、まず勉強せじにや物事始まらんから、その勉強会をしてもらえないかという趣旨の質問でございましたので、最後にもう一遍答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

そうした私自身が勉強する機会はもちろんつくるんですけども、議会の勉強会を行政がつくるというのもまたおかしな発言——ちょっと先ほどから私もオーバーラップして話していますけれども、やはり議会は議会の機能として、そうした機能がありますし、公聴の制度等もあると思いますし、説明を聞く機会、勉強する機会というのはあると思いますので、議会活動に私が言及していいのかということを考えながら、先ほどからお話をさせていただいておりますが、まず私自身がこのラウンドアップの危険性というものの御指摘された危険性というものについて理解をした上で、そして、それが町民の皆様方に危険性を啓発する行動が、このラウンドアップの不買規制等に役立つものかどうかということをしつかりと検証しながら、今後考えを固めていきたいというふうに思います。

議会の皆様方からの勉強会については、要請があればですね、その予算等について、しっかりと組んでいく姿勢ではございます。

以上です。

**○4番（吉田 豊君）**

私は、議会のすることじゃなくて、議会も執行部も一緒になって上峰町のために頑張ろうじゃないかという趣旨のもとにお願いをしておりますので、そういうことであれば、議会が中心になって勉強会、講師を呼んだ講習会なりを計画してもらうようにもしたいと思います。その折には予算措置を、予算を要求しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この件について終わります。

**○議長（中山五雄君）**

吉田議員の質問の要旨の1番について、これは終了しました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、50分まで休憩いたします。休憩。

午後 2 時36分 休憩

午後 2 時50分 再開

**○議長（中山五雄君）**

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

質問要旨の2番目、上峰の農業（家）を守る為の施策はあるのか、執行部の答弁を求めます。

#### ○産業課長（日高泰明君）

吉田議員質問の質問事項2、種子法廃止に伴う今後の取り組み、要旨(2)上峰の農業（家）を守る為の施策はあるのかについて答弁させていただきます。

先ほど答弁申し上げましたが、種子法廃止を受けましても、佐賀県におきまして、農業者の皆様の優良種子の確保やその利用に影響を及ぼさないように佐賀県主要農作物種子生産基本要領を新たに制定、施行しまして、米、麦、大豆種子の安定供給を維持しながら優良品種の選定や種子の生産や管理など、種子に関する業務をこれまでどおり行っていくところとされています。

そうしたところでございますが、民間業者への種子の知見の提供による集積がどれくらいのペースで進むのか。さらに、現状では米、麦、大豆種子について民間業者の参入が少ない状況でございますので、新たに優良な改良品種を普及させるとしまして、原原種及び原種の生産をして、特定補助における一般種子の生産をしてからの一般農家への普及とした工程を勘案しますと、民間の改良種子の普及には数年の期間が必要であると考えられます。

こうしたところからも、民間種子の生産参入が今後どういったペースで進むのか、今後の動向については不明確なところであります。上峰町におきまして、議員御質問の施策につきましては、今後の動向を注視しまして、県、農林事務所普及センター、農協などとの関係機関と連絡を密にし、情報共有、状況把握に努めていくところで、他市町の状況を見ながら対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○4番（吉田 豊君）

種子法が廃止されたからすぐ、あしたから種がなくなるということじゃありませんというお答えなんですけど、今、課長が言われたのは種子を守っていく何か要綱があるから大丈夫というふうな答えに聞こえたんですが、県の予算をつける場合に、要綱で果たして予算処置の裏づけができるのかどうかですね。私は条例化すべきだというふうに考えますけど、いかがでしょうか。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の佐賀県で制定されました佐賀県主要農作物種子生産基本要領があるから大丈夫、予算化についてのところで条例化の必要があるのではないかとというふうなところで答弁させていただきます。

佐賀県につきましては、先ほどの佐賀県主要農作物種子生産基本要綱を新たに制定して、

これまでどおりやっていくところとして、この今まで種子法でされておりました事務をやっ  
ていかれるところで、この件につきまして、農業者、JA、農業関係団体とお話をされてか  
ら、こういったところで要綱の新たな制定によるところでされていくところと決められてお  
ります。

県のほうではそういった農業関係団体と話をされて後に、この要綱によって今後やってい  
くというふうなところでされておきまして、予算の裏づけというところで条例化案のところ  
のお話がありました。県におきまして、最高規範では条例というふうなところも勘案され  
るところであります。県としましては、先ほど申しましたところの経緯によりまして、こ  
の要綱によりやっていかれるというふうなところでされておるところで、今後につきまして  
も、上峰町としましては、県が言われるように、今までどおり、この種子法でされておき  
ました業務につきまして、実施されていくところについては、今後、町のほうからも県のほう  
の事業内容につきまして、研さんを見ていきたいというふうなところで思っております。

以上です。

#### ○4番（吉田 豊君）

はい、わかりました。この件については(1)で申し上げたとおり、今後、議会から予算要  
求をして、勉強会をしていって、最終的には県の条例化に持っていくという運動を展開しま  
すので、この点については結構です。これで終わります。

#### ○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の3番目、老人福祉対策、質問要旨、敬老祝金の復活を望むが、代替対策事業の  
施策はあるのか、執行部の答弁を求めます。

#### ○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様こんにちは。吉田議員の質問事項3、老人福祉対策、要旨1、敬老祝金の復活を望む  
が、代替対策事業の施策はあるのかに関して答弁をいたします。

平成30年の12月議会におきまして、人生百年時代と言われ、高齢者の方が現役で社会の一  
員として活躍されることが望まれている状況から考えますと、将来の予測を踏まえ、現行の  
長寿祝金制度を縮減せず維持できるよう取り組んでまいりたい旨の答弁をさせていただきました。

また、老人福祉対策はという御質問に対しまして、3月25日から運行いたしますコミュニ  
ティーバスの運賃補助を行う予定であることを答弁をいたしました。代替対策事業の施策に  
ついてですが、現在、町独自で行っている高齢者福祉事業としましては、はり、きゅう、あ  
ん摩助成事業、健康食品や運動用品交換及び運動無料体験のインセンティブ事業、集団健診  
や各種がん検診の無料実施、2次検診の無料実施、40歳、50歳を含め、60歳、70歳の歯周病  
疾患の無料実施、それから介護予防事業として筋力向上トレーニング、転倒予防教室、介護

予防3B体操、全員集合プログラム教室、老人クラブの委託事業としまして生きがいと健康づくり事業、高齢者配食事業等がございます。

加えまして、平成31年度予算で計上させていただいている事業としましては、認知症高齢者見守り事業として、郵便局との連携事業、新運行形態のコミュニティーバス運賃補助を行う予定としております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

#### ○4番（吉田 豊君）

少し私の質問の書き方が悪かったんでしょう、私の質問内容とちょっとお答えが違うようでございますが、先ほど、登壇して質問の中身を言ったときに申し上げたと思いますが、私が今までの敬老祝金から過去の毎年寄附されていた老人給付金ですか、敬老祝金を支給してくださいという、復活してくださいというお願いをしたときに、現況のままで現在のままの節目節目の支給を今後も末永く続けていくということを目指して頑張りますということだった。その回答の折に、もう他の市町では敬老祝金を廃止されている自治体もありますよという説明を受けたんですね。だから、単に私の考えですけど、単に敬老祝金を廃止しただけじゃなくて、何かほかの施策に打ちかえたんじゃないですかと、代替施策をやっているんじゃないですかということ进行调查して教えてくださいという意味で書いとったんですが、私の書き方が悪かったんでしょう。

それで、資料もありませんので、若干ここでお尋ねをしたいんですが、例えば去年の12月定例でね、私が同じ項目の老人福祉対策で質問をしたときに、江島課長に町長が助っ人を出された、その町長のお答えが、12月定例の答弁で、年齢によって特定の方に現金を渡すのではなく、医療支援やら具体的な町内の資源をもとにした施策、すなわち昨年実施した温泉の入浴券補助とか、あるいは医療の分野で、もっとよい施策をつくっていくことが必要だと思っているという答弁をいただきました。

それで、ひょっとしたら老人医療の助成処置でも出てくるんじゃないかなという期待をしたんですが、その点についてはいかがでしょう。

#### ○町長（武廣勇平君）

私の答弁でございましたので、そのときの言葉について説明申し上げたいと思います。

現金給付の事業ではなくて、健康づくりに資するさまざまな事業を先ほど健康福祉課長が申しあげましたように、行っていることを暗示しておりました。現在、町で独自で行っている高齢者福祉事業として、はり、きゅう、あん摩助成事業初め、インセンティブ事業、集団健診やがん検診の無料実施、2次検診の無料実施、あるいは歯周疾患検診の無料実施、介護予防事業としまして筋力向上トレーニング、転倒予防教室、介護予防3B体操、全員集合プログラム教室、先ほど御紹介いただきました老人クラブの生きがい事業として配食事業、あるいは健康を維持するためのプールの助成事業であったり、温浴施設に行くことで健康を維

持していただくという趣旨で、そうした助成事業を行っているということでございます。また、見守り事業初めコミュニティーバス運行、運賃補助等を行うということで考えてございます。

**○4番（吉田 豊君）**

それでは、ちょっとお尋ねしますが、インセンティブ事業、確かに立派な事業をつくっていただきましたが、ジムに対する健康づくりの対応がいまいまだ進んでいないようですが、それはなぜかということをお尋ねしたいと思います。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

吉田議員のジムに対する助成事業が進んでいないのではという御質疑でございますが、こちら、インセンティブ事業につきましては、無料のクーポンを配布してジムへつなげるということで事業をしております。クーポンを受領された方については、町内のジムにおきまして、実際にジムに加入をされ健康維持増進に取り組まれているというケースもふえてきてございます。

町としましては、前の議会のほうでも答弁をさせていただきましたが、保健事業が介護の方面ということで、横断的な対応をしていくということで答弁をさせていただいてきたかと思っております。で、保健事業につきまして、健康データの一元化をするということも含めまして、事業をさらに深め、進めていくことで、さらにきめ細やかな住民サービスをと考えているところでございます。

以上でございます。

**○4番（吉田 豊君）**

ジムへの無料のクーポン券を配布しておるということでございますが、現在までの実績は何人クーポンがあつて、クーポンの配布条件等があれば教えていただきたいと思います。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

ただいま吉田議員のクーポンの対象の方となる条件、それから実績についての御質疑かと思っております。クーポンの無料体験クーポンの配布事業につきましては、町で行っております集団健診、それからがん検診を受けられた方についてクーポンを配布しております。

クーポンの配布事業の実績でございますが、1,400名ほどの方に配布をしております。実際、回収ですが、その中で1,400名の方ですが、国保の保険事業、それから後期高齢者の方、それから一般のがん検診を受診された方ということで、それぞれ割合がありますけれども、済みません、ただいま手持ち資料にございませんで、配布された方の対象の数として1,400名ほどということで答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○4番（吉田 豊君）**

この1,400名の配布というのは、集団健診を受けたとき、私もいただいた1人なんです、

減塩しょうゆと万歩計じゃなくて、ジムの無料クーポンだけで1,400名配布したということなんでしょうか。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

ジムの無料体験クーポンということで配布という御質問かと思えますけれども、ジムの無料体験クーポンについては、がん検診が対象の方、それから集団健診が対象の方となっておりますので、配布の対象の実績につきましては1,400名ほどの対象の方となっております。

以上です。

**○4番（吉田 豊君）**

そうすると、トータルで1,400名ということで、ジムの無料クーポンが全て1,400名にも行っておるということじゃないですね、そういうことですね。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

先ほどの吉田議員の御質問になりますが、クーポン発送の対象者としましては、国保の特定健診ですとか、それから後期高齢者の検診の方ですとか、がん検診の方になるんですが、配布した方が全て御利用されるというわけではございませんで、対象の方について的人数でございます。

以上でございます。

**○4番（吉田 豊君）**

私も毎年、国保の特定健診の通知をいただいて、毎年受診をしておるんですが、このジムのクーポンはいただいた記憶がございませんが、なぜでしょうか。減塩食品と万歩計のクーポンはいただきました。ジムに対するクーポンはいただいていませんが何ででしょうか。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

ただいまの吉田議員の質問でございますが、ちょっと確認をさせていただいて、どのような配布方法ですとか、送付方法になっているかにつきまして確認をさせていただき、後ほど御回答させていただきたいと思えます。

以上でございます。

**○4番（吉田 豊君）**

私がもらわなかったからいろいろ言うんじゃないですよ。私が言いたいのは、先ほど課長も言いました人生百年というふうな時代でね、いつも言ってますように、私が身をもって体験したのは、もう60、70になってから極力筋肉が落ちたわけですね。だから、いつも言っていますように、40代ぐらいの健康な筋肉を保ったまま年を重ねていく施策が必要だということで、このインセンティブ事業ができたわけですね。ところが、町長も最近ジムには何か行って体力増強をしておられるそうなんです、非常に結構なことだと思います。そのジムに対する利用者が、今のところは何名かというのがちょっとわかりませんので、あれなんです、インセンティブ事業ということである以上、ずっと段階的に伸ばしていくよう、よく

するような事業内容になっておかにゃいかんと思いますんで、1回目、2回目、3回目という形で段階的により高度なクーポンができて上がるのかどうかについてお尋ねをします。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

継続事業について、より段階をアップした事業になるのかという御質疑かと思えます。現在のところ、昨年度、失礼しました。今年度です。平成30年度より事業を始めたということもございませう。実績としましては、まだ年度の途中段階で出ておりませうけれども、事業の内容につきましては、よりよいものにといいことで考えております。対象者についても実績を見て、利用者が多いということであれば、また内容については今後検討が必要になってくるものと思えます。

以上です。

**○4番（吉田 豊君）**

インセンティブというのは、目標への意欲を高める刺激、特に企業で与える報奨金、奨励金などという、そういう説明があるんですが、1年目であれ、2年目であれ、このインセンティブ事業を計画した段階で1年、2年、3年という段階的にステップを上げていくような事業の内容になっておくべきだったと思えますが、その点についてはいかがでしょうか。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

吉田議員御質疑の事業の内容についてでございますけれども、平成30年度、本年度行いました減塩食品ですとか、また運動グッズ交換の事業、こちらにつきましては大変好評をいただいているところでございます。住民の皆様がどのような運動をすれば筋力が維持できるのか、そういうところも含めまして、また内容につきましては考えていきたいと思っております。

以上で終わります。

**○4番（吉田 豊君）**

時間もないようでございますので、これで最後にして、あとの4番のふるさと納税についてはもう結構でございます。

あと、最後にもう一度だけ、今の健康福祉課に対してお尋ねしますが、30年度から始めたから云々というのは、私は理由にならんと思ふんですよ。インセンティブ事業を計画するときに、先ほども言ったように、1年目はこう、2年目はこう、3年目はこうという段階を踏んで、よりステップを上げていくような事業内容になつとかにゃいかなかつたんじゃないですかということを言っているわけですよ。

だから、早急に2年目、3年目の施策を打ち出してお示しをしていただきたいということをお願いします。最後に1回だけ答弁をお願いします。

**○健康福祉課長（江島朋子君）**

ただいまの吉田議員の御質疑で、さらなるステップアップということでございませうけれど

も、各地域での健康づくりですとか居場所づくりということを取り組んでおまして、1カ所に集中するのではなく、各地区に合った状態で生活支援コーディネーターというものを今年度設置をいたしました。で、これからは各地区に生活支援コーディネーターとして、また地区のリーダーとなられる方の要請ですとか、またそこには健康事業も居場所づくりとして事業で取り組んでいくというような内容を盛り込んだところを進めているところでございます。

新たな平成31年度の施策としては医療と介護を連携したところで、各地域に養成できるリーダー的な方をつくりまして、協議体として進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

#### ○議長（中山五雄君）

吉田議員、ふるさと納税については、質問はいいですか。（「はい、もういいです」と呼ぶ者あり）

はい、ではこれで、吉田議員の質問を終わります。

次に進みます。9番寺崎太彦君。

#### ○9番（寺崎太彦君）

皆さん、こんにちは。1月の選挙にて、再び町民の負託受けまして、もう一回町民のためにしっかりと4年間頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方もよろしくお願ひいたします。

それでは、議長の許可がございましたので、通告書に沿って一般質問をやっていきたいと思ひます。

まず最初、質問事項1として、地域振興について、質問要旨1、中心市街地活性化事業の計画はについて、午前中にも同僚議員が質問されて重なるところ等ありますけれども、よろしくお願ひいたします。

続きまして、質問要旨2、鎮西山再整備計画について、鎮西山はかねてからのキャンプ場閉鎖、それからアスレチックも閉鎖されており、今後、ほかの議員さんたちもほかの議会でたびたび聞かれておりますけれども、これからどういったふうに再整備されていくのかを答弁を聞いていきたいと思ひます。

それから、要旨3、八藤丘陵の整備計画はにつきまして、ここも民地を公有化されて、去年、同僚議員が質問したところ、看板設置等を考えておりますということだったんですけど、もう少しちゃんと整備していかなければいけないのかなと思ひまして上げました。

それから、質問要旨4、農業の6次産業化の促進、スマート農業の取組について。今、農業を取り巻く環境は非常に厳しいと思ひます。担い手不足や、それから農業所得のなかなか伸びないというさまざまな深い問題があり、このままでは何かしらしていかなければいけないと思ひ、この項目は上げています。

それから、質問事項2、定住者促進について、質問要旨1、定住促進奨励金の創設について。これは各自治体、日本全国、人口減少になっており、各自治体もさまざまな対策をされており、ことしの1月ごろでしたかね、神埼市のチラシが入っていて、上峰町もほかの自治体に負けてはいられない。いろいろ知恵を絞っていかねばいけないかなと思って上げました。

それから、質問要旨3といたしまして、防災対策について、要旨1、老朽化した消防格納庫等の更新について。これは町長の施政方針の中であって、これはどういったことかなと思ひまして上げました。

それから、質問要旨2、自主防災組織の設立について。かねてから、行政のほうは組織をしていかなければいけないということだったので、今の状況はどのようになっているのか、お尋ねしていきたいと思ひます。

質問事項4としまして、道路・公共交通について、質問要旨1、三上2号線の整備計画は。今、ヤクルトハウスというか、ヤクルト住宅の近辺に、あそこら辺に行ってみますと、宅地開発が物すごい勢いでされており、民活でされており、その道路をやはり計画していかなければいけないのかと、行く行くは道路用地とか確保できなくなるとはいけないので、早く整備をしていかなければいけないのかなと私は思ひまして上げました。

それから、質問要旨2、通学福祉バス（のらんかい）の利用の充実について。今月末から新しく運行されますので、その状況についてお尋ねしていきたいと思ひます。

以上、質問していきたいと思ひますので、執行部の方々には皆さんよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項1について、地域振興について、質問要旨、その中の1番、中心市街地活性化事業の計画はということで執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項1、地域振興について、質問要旨1、中心市街地活性化事業の計画はに関して答弁をいたします。

中心市街地活性化事業の計画は、商業施設、公共施設、地域振興施設、集合住宅などを計画をしており、民間資金のノウハウ、技術など、PFI事業の手法を用い、実施しようとするものです。

町として必要な機能、水準の対応につきましては、事業者説明会の折に応募事業者へお伝えはしておりますので、それを踏まえた提案が応募事業者からなされてくるものとは思ひます。より良い提案であれば、採用し、事業者として採算と合わないものについては、質疑、対話の中での議論になることになるかと思ひます。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

### ○9番（寺崎太彦君）

この中心市街地活性化について、何かなかなか、相手方がおるといふことで、なかなか具体的なことがわかりませんが、また私も何かちょっと混在しているところがあって、最初はイオン九州周辺を活性化していく、もともと上峰町は滞在人口率県内一、それを生かして温泉施設や鎮西山含めた観光施設を含め、その滞在人口率を生かして、商業施設で何か買い物していく、そのような計画ではなかったか。何かイオン閉店で、イオン再開発が中心市街地の計画、何かちょっと自分の中でごちゃごちゃしているのですよね、そこら辺はどのようなになっているのでしょうか。

### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

なかなか時系列の区切りとして、もともとあったそういう活性化の内容に関し、イオンの閉店話が舞い込んだというようなところで、多少混在したところはございますけれども、本質的には、あの周囲に関しての活性化に資するための事業を行うという意味では、本質的には同じものというふうに御理解いただければ幸いかというふうに思っております。

### ○9番（寺崎太彦君）

それでは、去年の中心市街地活性化について、11月29日に資料をいただいたこれを用いて、ちょっと質問させていただきます。あのときはサウンディング型市場調査の対話、結果の確認、作成、そこら辺で、もう今既にサウンディング調査が終わっていると思います。サウンディング調査が終われば、公民連携基本計画の策定がされるとお聞きします。もう既にこの公民連携基本計画が策定されてあるならば、どういった計画なのか、お示しができる範囲でよろしいので、お願いいたします。

### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

11月29日に、御説明した内容に関して、そこをちょっと反復した上でのお話かというふうに認識をしているところです。

公民連携計画、これに関してどういうものかということ、再度ということ、理解をしてくれるところがございますが、これは公民連携計画というのは、そもそもPPPというものがございます。これはパブリック・プライベート・パートナーシップということで、PFIを含む幅広い公民連携の概念のことを指します。

この中で手法を検討する際にどういった手法を用いるか、まずこれを検討する必要があるんですね。これは公と民が連携する際にはさまざまな手法がございまして、例えば今回はPFI方式を採択しておるんですけれども、ほかにも指定管理者制度があったり、包括的管理委託制度があったり、公設民営制度なんていうものもございまして、どういった手法でアプローチをするのかを選択するということがまず一つ概念になってまいります。

計画の位置づけや計画地はどこにするのか、開発区域の整備方針はどうするのか、どこを民間に任せて、公はどこの部分を負担するのか、こういった役割とか具体的なスキームはど

のように定めるのかなどの方針を一旦取りまとめる必要がございます。これを取りまとめて、その後、パートナー企業の公募を行うわけなんですけれども、実際、行っているんですけれども、その公募の際の募集要項だったり、要求水準書のベースを作成するというのが公民連携計画書というふうに御理解いただければと思っております。

進捗状況なんですけれども、既に応募事業者へ要求水準内容は提示をしております。一応の形にはなっているということです。ですが、3月——今月にも応募事業者との対話などがございますので、多少追記する箇所というのは相応にございます。ですので、こういった箇所を埋めてから、最終的に校了という形になりますので、3月の納品という形になることで御承知のほどを願いたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○9番（寺崎太彦君）

この時系列は同僚議員からも質問されましたけれども、再度、この開発業者の決定は5月ごろ、6月ごろ、いつぐらいに正式に決定をいたしますか、よろしく願います。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

5月末には優先契約事業者の決定を行いたいと、このように考えております。

#### ○9番（寺崎太彦君）

イオンの閉店、2月28日夜、私も行きました。物すごく人が多く来ておりました。駐車場もとめるところがないくらい。中には河上課長や中島課長の姿も見えて、やはりあそこの店は地域に親しまれて、最後のお別れに皆さん来られておったのかなと思って、私もあの場にいたんですけれども、やはり今後、あそこに住民が集まりやすい、使いやすいような商業施設等々をぜひつくって、それから今、中央公園ですね、スケートボード等、何か練習をされている。何か話を聞いたら久留米から来て、そこで練習をしていると。できれば、スケートボード等が東京オリンピックで正式種目になるということで、何かそういう練習する場を中心市街地に持って、そういう施設もできればつくってもらいたいと思いますけれども、そこ、答弁をよろしく願います。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いわゆるスケボの練習場という形での御提案かというふうに思っておりますけれども、大変恐縮ではございますけれども、既にもう要求水準も出して、事業者提案の段階になっておりますので、今からとなると、なかなかちょっと厳しいようなところもあるかと思いますが、ただ、今後、何がしかの公共の事業に関して、こういった公民連携のPPPで発注していく際には、そういったところに関して、そういうお声が上がっているということを含み置きながら、私どものほうも、そういったものを取り込めるような形の角度で考えていきたいというふうには思っております。

以上でございます。（「次、願います」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

質問要旨の2番目、鎮西山再整備計画について、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

寺崎議員の質問事項1、地域振興について、要旨2、鎮西山再整備計画についてに関して答弁を申し上げます。

現在、鎮西山再整備に向けた実施設計を発注しており、年度末に納品がなされる予定としております。今後、各省庁の補助金獲得を目途に実効性のあるものにしていきたいというふうに考えてございます。

現段階では修景整備に軸を置いた再整備を計画しておりますが、以後、第2期等も検討しております。そちらでは誘客が期待できる施設の整備なども検討し、段階的に充実させていく計画としたいというふうに考えてございます。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

**○9番（寺崎太彦君）**

先ほど、河上課長から答弁ありましたけれども、これは以前、議会の質問で外部専門家による調査、そういう調査による報告書なのか、それからもう一つ、鎮西山の再整備はふるさと振興会議で検討されていると以前答弁がありましたけれども、この振興会議等のちょっと内容がわかりませんので、そこの御答弁のほどをよろしく願いいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

鎮西山の再整備につきましては、今回の実施設計という形で、実際設計をして、それに関してどの程度の費用がかかるものなのかという費用感、そして規模感、こういったものに関しての算出をしているところでございますので、設計のプロが入っているというような状況です。

もう一個の運営計画というのもございまして、こちらのほうにつきましても計画のほうを並行して作成をしているところであるんですけども、地元のほうにヒアリングを何度か行っております。そこで実際に山に親しまれている方々等にヒアリング等を行いまして、そこからの地元の意見集約とか、こういったものを行っているところですので、計画の中にはそういったものも反映されてくるというふうに御認識いただければというふうに思っております。

**○9番（寺崎太彦君）**

以前の北村室長やったですかね、その中でふるさと振興会議等々、何か言われていたと思いますけれども、この会議等があるのか。それから、その計画、鎮西山再整備の計画、何かこういうのを計画しているとか、お示しができればよろしく願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

私が記憶する限り、ふるさと振興会議という組織はございません。鎮西山については先ほ

ど室長が答弁した方法で、今後活性に向けて進捗を見ていきたいと考えてございます。

**○9番（寺崎太彦君）**

以前ですね、鎮西山再整備の中でパークゴルフ等々できればと言われたんで、何か計画段階であるんでしょうけれども、こういうのが計画しております、お示しができないものか、再度お願いいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）**

中のボリュームということなんでしょうけれども、今現在、修景整備を軸に置いた形で第1期はというふうに考えております。基本的には山をゾーン化して、ゾーン化したところに樹木だとか、花卉だとか、そういった形でのゾーンをした上で、トレッキングコースだったり、そういったところの案内誘導サインとか、こういったものを整備して、山に入りやすい環境をまずつくって、皆さんに寄っていただけるような状況にしたいというのが考えております。

その後、第2期として、例えばゲストハウスであったりとか、あるいはドッグランであったりとか、そういうようなコース的なものの構想はございます。ですので、そういった誘客施設を持って鎮西山のほうにいろんな方が足を運んでいただけるような形で段階的に充実させていきたいと、こういう考えを持ってございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

**○9番（寺崎太彦君）**

鎮西山に案内板があり、そこにアスレチック広場に鎮西山の総合的な案内板があり、以前も御指摘がありましたけれども、やはりアスレチック広場から何か山頂に登られる方があるので、あそこに設置しましたとかありますけれども、今、アスレチック全体が閉鎖された状態であって、今あそこにそんな総合的な看板を設置されてもいかなものかと思ひ、何かそこら辺はどのように考えておられるのか、もう一度御答弁のほどお願いします。

**○副町長（森 悟君）**

寺崎議員の鎮西山再整備計画の案内板等についての御質問でございます。

先ほど室長が中身については段階的な方針をお示ししたとおりでございます。今、確かにアスレチック等が閉鎖に近い状況でございますけれども、今年度、実施設計を作成中でございます。それをもとに、今後、実施に向けた工事計画に入ります。それに先ほどから申しましたように、町財の持ち出しを少しでも少なくするための努力、補助金や交付金等の活用を今後取り入れながら計画をしていく運びになります。

なお、詳細の案内板等々につきましてはその実施設計、そして今後の整備計画の中でしっかりお示しをしていきたいと考えております。

特に効果のあることが一番でございますので、今後、アスレチック広場等にももちろん必要でございますし、入り口、そして遊歩道等の入り口につきましても、大なり小なり、そう

いったものを設置していく、そして町内外から来られる方々にも安心して、そして気持ちよく歩いていただくようなものにいたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（寺崎太彦君）

今、中央公園も、町民の方以外もかなり遊んでおられ、鎮西山も町民の憩いの場となるように再整備していただき、鎮西山ならではの、アスレチック広場、木の温もりを感じるとかです。そういった子供が全身を使って遊べるような場所づくりとか、できればそのように再整備していただきたいと思えます。

最後にもう一言、よろしく願いいたします。

#### ○議長（中山五雄君）

答弁は。

#### ○副町長（森 悟君）

ただいま鎮西山の再整備につきまして、議員のほうから、今後もっともっとアスレチック広場も含めまして、町民の方はもとより、訪れる方々が気持ちよくというような、そういう整備を心がけてほしいということでございました。まさにそのとおりでございます。私ども、それこそ昨年から概要計画、そして今年度の実施設計、そしてこれから先の工事計画に向けまして、しっかりその中身について検討いたし、そして具現化をしまいたいと考えております。

以上でございます。

#### ○町長（武廣勇平君）

先ほどの答弁に補足しまして、ふるさと振興会議につきましては平成29年度に北村室長が答弁を申し上げております。それは前年度の28年度の補助事業、地方創生の関連事業で、ツバキの植栽に伴う地域振興事業ということで、未来スイッチ交付金等地方創生関係の事業に伴い、ソフト事業を行わなきゃいけないということで会議体をつくられております。町内の関係者や外部専門家を集め、ふるさと振興会議と題、銘打ち、観光資源としての活用について調査や議論を行ってまいりました。具体的には町内のスポットをめぐるモニターツアーの参加をしながら、佐賀市、福岡市、久留米市等の都市部の住民に対しまして、認知度や観光順位に対するヒアリングアンケート調査を実施し、今後、都市部の方々に来ていただくために、どのような鎮西山のあり方がよいかということについて協議をいただいた経緯がございました。

先ほど申しましたように、現在、ふるさと振興会議という会議体は本町にはございませんが、いずれにしましても、先ほど副町長答弁しましたように、しっかりと計画的に、この点については財政状況を見ながら対応していきたいと思っております。（「次をお願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

質問要旨の3番、八藤丘陵の整備計画はということで、執行部の答弁を求めます。

**○文化課長（中島 洋君）**

皆さんこんにちは。寺崎議員の質問事項1、地域振興について、要旨3、八藤丘陵の整備計画はについて答弁をいたします。

八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林、いわゆる9万年前の太古木が平成5年2月に発見され、平成16年9月には国の天然記念物に指定を受け、その後、平成21、22年度の天然記念物緊急調査、太古木調査を経て、平成27、28年度に土地の公有化を行いました。これに伴い、町で事業主体となり、平成29年度に地下水確保のため保存地区北側の水路埋立工事を行い、現在、保存活用計画を策定しております。

その計画の中で、今後、さまざまな整備計画に必要となる3次元データを収集するため、再度、太古木を発掘し、公開調査を行う計画です。

なお、地下保存環境のため、地下水位、水質モニタリング調査を現在行っておりますけれども、継続していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

**○9番（寺崎太彦君）**

八藤丘陵のあそこですね、9万年前、阿蘇第4——何か4回ほど爆発されて、4回目が一番大きく、山口県や島原付近までその火砕流が行ったとか書いてあってですね。また、この太古木は国の天然記念物になって、やはり国の宝であり、町の——もう少しPRしたらどうかと思います。

また、前回、議会で植林や看板等の設置をしていくと答弁されておられましたけれども、一番大切なことは太古木を保存する。なかなかそれを実物を展示、見学するのはなかなか難しいのかなと思います。しかし、そこを活用するにはVRを活用するとか、レプリカを何かつくるとか、そういったことはできないのかなと思いますけれども、そういったお考えはないのか、よろしく願いいたします。

**○文化課長（中島 洋君）**

寺崎議員の御質問にお答えいたします。

VR、レプリカ、そういったものはできないかという御質問だったと思います。先ほど申しましたように、計画の中で、保存活用計画の中で一度発掘をいたしまして太古木を取り出し——取り出しというか、その現物を調査し、その中で3D、3次元のデータをとるという計画をしているところです。それをもとにレプリカなりVRなりという、今後の計画等ができてくるかと思います。まずは今後、それに向けての設計なり基本設計なりをやりたいと思っております。

以上です。

○9番（寺崎太彦君）

それでは、今後、太古木の状態等々、定期的に見ていかなければいけないのかなと思います。これから、発掘調査を定期的にしていかなきゃ、そのスケジュール等々、何かあればお示しできればよろしく申し上げます。

○文化課長（中島 洋君）

失礼します。今後のスケジュールということですが、今、保存活用計画を策定しているところですので、今後、その発掘調査してデータ収集ということも計画はありますけれども、どれぐらいのスケジュールということはまだちょっと今のところは計画策定中ということで、御勘弁願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○9番（寺崎太彦君）

この太古木は平成元年の造成の途中に出てきて、それから発掘されて、物すごく見物者も多く集まったとインターネットで——その当時はちょっとリアルには覚えていませんけれども、調べたら物すごく市民が集まってこられたということですね。今後、そのように計画等々あれば、情報公開等々されて皆さんに周知していければ。それと、その活用をできるだけ皆さんがせっかくの国の天然記念物で、何か考古学、結構マニアの人だけではなくて、なるべく人が集まるような施設等々ができればいいのかなと思いますので、ぜひともそういう検討もよろしく願いたいします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

それでは、4時20分まで休憩。休憩。

午後4時4分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

質問要旨の4番、農業の6次産業化の促進、スマート農業の取組について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員質問の質問事項1、地域振興について、要旨4、農業の6次産業化の促進、ス

マート農業の取組について答弁させていただきます。

6次産業化の推進としまして、加工する農産物につきましては、国の水田活用直接交付金を活用しまして助成の対象とし、田を活用しての野菜等の作付について推進しているところでございます。

さらに、暗渠排水に水位制御の機能を付加したフォアスを整備した圃場につきましては、これを活用した多彩な露地野菜の展開についてもつなげていきたいと考えているところです。

また、商品開発や販路開拓及び試作加工品の検討につきましては、佐賀県地域産業支援センター内にあります佐賀6次産業化サポートセンターにより支援し、推進を図っているところでございます。

スマート農業の取り組みにつきましては、現在、試験研究段階から普及の段階に移行している状況でありますので、今後は、国、県の機械導入に係る補助制度を活用しながら取り組みを推進しているところでありますが、従前から利用されて実績がある無人ヘリコプターによる防除につきましては、ドローンの導入について、さらなる省力化と低コスト化を図るため、町で導入についての支援を検討しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

#### ○9番（寺崎太彦君）

やはりこの問題はなかなか難しいと思います。実際、我が家でも農家をしておりますけれども、農業所得は赤字ですけれども、やはり我が家の先祖代々の土地は自分で守っていかなければならない。また、自分たちが食べる分や親戚にやる分ぐらいはしなければという思いでしておりますけれども、それがいつまでこの農業ができるのかなと考えるとなかなか難しく、実際このように一般質問しておりますけれども、私もどんなふうになればもうかるのかもわかりません。

また、6次産業化とかなんか、そういう話を友達としていると、一番最初に出てくるのは法人化とか、こう話に出てきますけれども、法人化もなかなか難しい。農業ではないんですけど、私の親戚は川副でノリ師、ノリをされて、ノリ師さんも大分前、昔は個人でしていたけれども、ノリがちょっと所得が下降なとき、法人化いうて地区単位でされていましてけれども、やはりなかなか難しく、もともと個人事業主が会社組織になったら、やはり年寄りさんが一番強くて全然働かんで若っかもんばかり働かんばと。結局みんな解散して、またもとの個人事業主になったと話聞きます。

また、6次産業もなかなか難しいのでですね、流通だけ、加工だけを、何か民間に入って3次産業とか、そういうことはどうなのかなと個人的には思います。

それから、やはり友達と話しよったら、農家はもう昔から生かさず殺さずで、余りもうかない、またいろいろ角が立つけんねと、こんままでもよかつちやないととか、なかなかこう話しよって何がいいのかなて。

また、いろいろ施策のあるやろうけど、一番直近では、機械が壊れたとき、そのときの補助が一番いいのかなとか、なかなかいろいろ私も勉強しよるんですけども、なかなかですね、どんなふうにしたほうがいいのか等々、なかなか答えが出てきません。

しかしながら、先ほど日高課長が言われたとおり、上峰町はフォアスを一応入れており、米、麦以外をつくるといってフォアスを入れましたけれども、私も以前、質問したんですけども、その地区に合うような野菜等々、そういったものを考えられないかと以前質問したんですけども、何か上峰町に合うような野菜等々検討されたのか、そういった野菜があるのか、そういったことを検討されたのか、そういったところを答弁していただきたいと思っています。

#### ○産業課長（日高泰明君）

寺崎議員御質問の野菜等の検討は上峰町でされておるのかというふうなところで答弁させていただきます。

先ほども申しましたとおり、フォアスを整備した圃場につきましては、これを活用して露地野菜の展開についてつなげていきたいと考えておるところで、現在のところにおきましては、各農協の部会のほうで、玉葱部会でありますとか、アスパラ部会でありますとか、そういったところで展開されているところでありまして、特段珍しいような品目について町のほうで検討するところは聞いておるところではありませんが、作付のところでは部会等をつくって、多様な人たちが、多くの人たちが、ほかの地区でも作付されているような、タマネギでありますとか、アスパラガスでありますとか、そういうふうなところについては推進されているところを聞くところで、特段、目新しいところの品目については町のほうでというふうなところじゃなくて、個人さんのところでトライされているところの話は数件耳にするところであります。

以上で答弁を終わります。

#### ○9番（寺崎太彦君）

なかなか三上地区でもブランド化、白菜をされておりますけれども、その白菜も、話聞くと大体いつもよくできてるんですけども、やっぱり値段が上がったり下がったりするものですから、なかなか結構厳しいとか言われておるんですね。やはり上峰の、この土壤に合うとか、そういったことをこう何かもうちょっと行政としても研究されないものか。何かビジネスモデルとして、この上峰町の気候、土壤に合うような、何か研究してこうビジネスモデルとしてできれば、野菜は、米、麦に比べたら本当にもう手がかかると聞きます。ですけども、ちょっとこれがお金になるといったら、なかなかされる農家もふえるんじゃないかと思うんですけども、その野菜等の今後、検討とか、もうちょっと、何かこうちょっと腰が引けたような感じがするもので、そこら辺、もう一度お考えをお願いいたします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の野菜等の今後の検討についての考えについて、御質問のところで答弁させていただきます。

上峰町の土壌に合ったところというふうなところでJ A等とも話をするところでもありますが、もちろんJ A等でも上峰町の気候に合ったところで作付を推進されているところであるというふうなところで認識しております。

上峰町としてもですね、そういったJ A等と連携をしまして、上峰に合ったような野菜の作付について検討するところでもありますし、普及センターもございますので、そういった普及センター等でも、上峰の土壌に合うような野菜の作付についてお話をさせていただきたいというふうなところでも考えているところです。

以上で終わります。

#### ○9番（寺崎太彦君）

やはり米、麦、大豆以外の野菜とか、スマート農業、年末、テレビドラマ等々あって、無人トラクターやICTや作業用ロボット等と、今、結構報道で聞きますので、そこら辺の作業効率化や省力化等と図って、また新たにビジネスモデルとして農業がお示しができれば、担い手不足や新規就農者が私はふえるのかなと思い、やはり課長含めてそこら辺をもう少し研究され、農家の皆さんに、こんな作物つくったらとかしていただきたいと思いますので、もう一度御答弁のほどよろしくお願いいたします。

#### ○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のビジネスモデルとしての検討をというふうなところも含めまして私も勉強させていただいて、今後、新規就農者をいかにふやしていくか、こういったビジネスモデルのところを提示しまして、そういったところで促進を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

今後につきましても、もちろん農業の研究というふうなところでも勉強して行ってですね、こういったところで皆様に伝えていけたらというふうなところで考えます。

以上です。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（中山五雄君）

質問事項の2番目、定住者促進についてということで、質問要旨、定住促進奨励金の創設についてということで執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

寺崎議員の質問事項2、定住促進について、要旨1、定住促進奨励金の創設についてに関して答弁をいたします。

人口流出が続いている自治体において、住宅の取得などにより、一定期間当該住宅に住むことを条件に金銭給付を行う内容と認識をしているところです。県内市町でも実施している自治体があるようです。

当町におきましては、現段階におきましては、幸いなことに極端な人口減少傾向は確認されておらず、維持されている状況かというふうに思っております。

将来的な生産労働人口の減少予測はなされておりますが、現金によりインセンティブを付与する施策を検討する際は、慎重に取り扱うというふうに考えております。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

#### ○9番（寺崎太彦君）

どうですかね。今、みやき町は町営住宅をいっぱいつくって、また、確かに人口が減っているところは奨励しているとか言われますけれども、ことしの10月に消費税が10%に上がるということですね。今年度中に契約をすると、受け渡しは10月以降でも8%のままとかですね、消費税増税前に駆け込み需要等々あるならば、家を建てようか、取得しようかと思ったら、検討する場合、どうしても何か助成があったほうがいいのかと個人的には思います。

また、神崎市の場合は、地元の事業者を使って家を新築する場合も、奨励金とか、かなりメニューがあり、人口増だけではなく地域振興策としての側面もあるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の考えはどうでしょう。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

確かに取り組まれている自治体もございますし、県内でも市だったり町だったり、やり方はさまざまですけれども、取り組みを見せているところが確かに存在しているようです。ですが、そこが何か大きな成果を得たというのは聞き及んでいないと思っております。

以上です。

#### ○9番（寺崎太彦君）

2019年、新年度政府予算案の地方創生関連で、自治体の地域活性化策を後押しする、地方創生推進交付金を1,000億円計上されました。その交付金を活用して、東京23区から地方に移住した人には最大3,000千円を支給する制度を創設する考えとお聞きしております。

具体的に、地方で起業した場合は、それに最大3,000千円、人手不足に悩む地方の中小企業に就職した場合、最大1,000千円を補助するとか、国は東京一極集中の是正策の一環としてさまざまされており、やはり地方、いろいろ努力しよっけど、成果が上がってないとか言われるんですけれども、やはり上峰町としても何らかの対策、国がこうしているんなら、町としてもしていかなければならないんじゃないかと私は思いますけれども、もう一度答弁のほどをよろしく願いいたします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

東京一極集中の是正振興策に関しては耳にしたことが確かにございます。

ただ、実際移住という観点から考えますと、移住を考えている人たちというのが最も気になるというのは一体何かということをもまず考えなきゃいけないと思うんですね。価値観はいろいろさまざまな人によってありますけれども、例えば、仕事だったり、住まいの確保で

あったり、ファミリー層であれば、子供の教育だったり、単身者であれば、結婚なんかを前提にということも考えられます。市に移住を考えている人たちは、そういうテーマを持って恐らく移住されてくるのではないかなというふうには思っております。

例えば、やりたい仕事があったとしても、そこからいきなり移住ということになりますと、かなりハードルがあります。例えば、農業とかであっても、植えつけとか、収穫期の土日のお試し体験とか、あるいは数カ月ないしは1年間あたりのインターンだったりとか、あとは農家でのアルバイトとか、そういったハードルが低くて気軽に移住先に触れ合う動機づけ、こういったものが先にあってもいいんじゃないのかなというふうには思っております。

もう少し移住を考えなくなった方々に関しては、そういった次のステップを用意すればいいんではないかなというふうには考えております。ですので、現金——こういう言い方をするとあれかもしれませんけれども、エンジンをちょっと前にぶら下げて、それで移住を決定する人が少ないという現状ではないのかなというようなことも、つぶさに感じられる状況ではございます。

そういった体験などを積んでいくことによって、足元を固めていくことで移住の定着率というものを高くするというような作業が先決なのではないのかなというふうにも感じたりしております。決して現金給付、否定しているわけではないですけれども、真の意味で、移住、定住を図られた方が実効性があるというふうに、ちょっとそのほうが実効性があるのではないかなというふうには考えてる所存です。

以上です。

#### ○9番（寺崎太彦君）

課長、そげん言われますけれどもですね、じゃ、そういったことをやってるの、ふるさと回帰センター、しているけど、そういうことをしよんなら別にとやかく、ちょっと奨励金したらとかは言わないんですけれども、もうそういった答弁ではちょっと納得いきませんけれども。実際、ふるさと回帰センターでそこら辺のいろいろ説明、御案内はされておると思いますがけれども、そこはどうなっているのでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これにつきましては、ちょっと私ども直接の取り組みじゃないんですけれども、日本版DMO候補法人のほうでは、いろいろな取り組みを考えられているようです。私どものほうで聞いている話では、例えば、農泊プランの提供、これを検討しているということです。農泊というのは農家民泊というものでございまして、都市と農山漁村の共生・対流、こういったもの、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを求めまして、都市と農山漁村のそれぞれに住む人々は、お互いの地域の魅力を分かち合い、人、もの、情報、こういったものを行き来を活発にする取り組みです。これは農山漁村の滞在型旅行とあります農泊というものを中心に、グリーンツーリズム、農山漁村における定住、半定住なども含む広い概念と

ということで、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指すものと、こういった取り組みを軸に、移住、定住をソフト面から取り組んでいくというのも一つの方向性かというふうに考えております。

以上です。

#### ○9番（寺崎太彦君）

実際私も、上峰町、吉野ヶ里、どちらに家建てようかとか、何かそういったことを聞いて、上峰町は何か吉野ヶ里に比ぶんなら住民税が安かもんねとか、そういうことは全然ないと思うんですけども、やはり今、昨今、上峰町、宅地開発がどんどんされており、そこに家を建てようか、上峰町の方が上峰町に建てる場合もあるかもしれませんけれども、やはり新しく開発されたところに来られる方は町外からの建てられる方が多いのではなかろうか、そこに呼び水的、地域振興とか考えれば、そこにきっかけづくりになるのではないかと私は思うんですけども、町としては、大きく人口が減りよらんけんとか、何かそういった感じに聞こえますけれども、もう一度考えを、そこら辺はどう考えておられるか、よろしく願いいたします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

議論の場ですので、いろいろな意見があつていいと思いますし、議員の考え方もひとつ尊重されるべき話であろうかと思えます。

ただ、その現状におきまして、実効性の面とか、ほかのサービスと組み合わせてどう効果が出るかとか、そういったところを含み置いたところで、現段階で今すぐやるというような状況とかにはないんじゃないかと、そのような御意見を申し上げているところでございますので。

以上でございます。

#### ○9番（寺崎太彦君）

町内の建設業、お聞きして、家を建てる時、町外にはそんな補助があるのに町内にはそういった補助金等々ないので、なかなか上峰にとか業者も言われぬという話も聞くので、ぜひとも人口が上峰町もふえているわけではない、現状維持か、若干減ってるのではないかと私は認識しており、なんかそこら辺の認識がちょっと甘いのではないかと私は思いますけれども、考えの違い、行政はそれではないよと言うのであれば、なかなかこれ以上言っても切りがないのかなと思えますけれども、再度お尋ねしますけれども、どうでしょう。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現状におきましては、今ちょっとそういう考えにはまだ及んでいないという状況ではございますが、御意見としてはしっかり賜って、ほかのところの状況も見ながら、で、ほかのところやっている状況も踏まえて、その成果、こういったものを見てですね、速攻性があるということであれば、私どもは上司のほうに上申をするような考えはもちろん持っており

ますけれども、今現状、ちょっとそういう材料が今んところ見当たらないんじゃないのかなというような感触を持っておりましたものですから、そのように答弁させていただいたところですので、よろしく御承知のほうお願いしたいと思います。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思いますが、皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

質問事項、防災対策について、質問要旨について、老朽化した消防格納庫等の更新について、執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（高島浩介君）**

皆さんこんにちは。寺崎議員の質問事項3、防災対策について、質問要旨1、老朽化した消防格納庫等の更新についての御質問にお答えをいたします。

老朽化した消防格納庫等の更新につきましては、現在、消防団第3部、こちらの格納庫の更新のほうで計画で上がっております。

第3部格納庫の更新につきましては、平成30年度の当初予算、こちらのほうで設計のほうを上げておられましたが、坊所団地の東側の町有地に建設をするということに予定をされておりましたが、その後、防火活動への出動時等に坊所団地居住者、また、近隣に住宅が建ち並んだということで苦情が出る可能性があるというような意見がありまして、また、団地の隣接地でもあり、団地の住民の方々からは駐車場として利用したいというような要望も上がっているというような意見がございまして、再度、上峰町消防委員会、こちらのほうに諮問をいたしまして見直しのほうを行ったところでございます。

答申の内容としましては、用地につきましては、団地横の町有地以外の農地のほうも候補に挙がっております。現在、農地のほうが候補地になった場合も想定をいたしまして、用地の買収費用と算定資料の準備に向けまして不動産鑑定の委託料等々を新年度予算として計上をしている状況でございます。

以上です。

**○9番（寺崎太彦君）**

なんか老朽化した格納庫等とありましたけれども、ほぼほぼ1部から4部の格納庫、ほぼ同時期に建設されたと思いますけれども、3部の場合は私も以前質問しました。老朽化したというよりも、あの場所自体、あそこは河川の上に建っており、災害等の場合、震災等が起きれば倒壊のおそれがあるので、3部の格納庫は更新したほうがとか思っていましたけれど

も、町長の施政方針では老朽化したと書いてありますけれども、3部の格納庫は老朽化したので更新という考え、どんな考えなのでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

老朽化しているものと認識しておりますし、老朽化していないということであれば、道路改修に合わせて、その時期に行っていくべきだというふうに今思いました。

**○9番（寺崎太彦君）**

老朽化していないではなくて、現在の場所が危険だと私は認識しております。

また、格納庫の決定以前、町有地が前提であり、今回は町有地以外も考えてあって検討されており、また、場所選定も、以前は消防委員会で諮ってされた経緯がありましたけれども、なるべく3部の選定には3部の御意見等を聞いてもらいたいと思いますけれども、その場所選定の決定のプロセス等ありましたら、お示し等お願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

認識が違うようでございまして、3部の御意見を聞きながら区長さん方と協議をしたということですが、それも違うプロセスだと言われれば、また改めて3部の皆様方の御意見を聞くことから、一から始めたいと思います。

**○議長（中山五雄君）**

いいですか。（「はい、次お願いします」と呼ぶ者あり）

質問要旨の2番目、自主防災組織の設立はということで執行部の答弁を求めます。

**○総務課長（高島浩介君）**

寺崎議員の質問事項3、防災対策について、質問要旨2、自主防災組織の設立はとの御質問にお答えをいたします。

自主防災組織につきましては、消防庁のほうで策定されました「自主防災組織の手引き」、こちらの中で、自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織であるということであっております。また、自治会等の地域で生活環境を共有している住民により結成、運営されることが望ましいというようにうたわれております。

本町におきましても、各地区での自主的な防災組織の設立につきましては、区長の皆様が地域の中心となりまして立ち上げていただくということが必要不可欠でないかという考えのもとで、平成29年12月、また平成30年11月、2年続けまして、区長会におきまして、県の消防防災課に御紹介をいただきました佐賀県防災士会、こちらの方より自主防災組織の立ち上げについての講演を実施いたしております。

また、今年度につきましても、設立促進に向けて、またお願いをしたいと思っております。

以上です。

**○9番（寺崎太彦君）**

それでは、今、上峰町にはまだ、自主防災組織は設立されてあるのか、されてないのか、数がわかればお知らせください。

**○町長（武廣勇平君）**

そこは御理解されていると思っていましたが、自主防災組織は校区に1つでございます、基本的に県がお示しされているのは。上峰町内は1つの校区ですので、自主防災組織として申請をしておりますが、以前、議論の中で各地区の自主防災組織をつくるべきだという議論がありましたので、それについては、校区単位の自主防災組織ではないが、地域の自発的な取り組みがあれば、それを研修等で促していきたいという整理にしております。

**○9番（寺崎太彦君）**

自主防災組織の必要性は課長からの答弁でわかりました。これは防災士の育成も重要かと思えますけれども、その育成はどのように考えておられるのか、お願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

これまで地域の自発的な自主防災に対する組織づくりについて、防災士の育成も含めて、防災士の資格を取得された方に研修等を区長会等で行っていただきました。今後とも自発的な取り組みが必要だという観点で言えば、防災士の方々に協力していただいて、自主防災組織の組織と、各地区単位の組織と、防災士の資格取得に向けても啓発を防災士会にお願いしていきたいと思っております。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（中山五雄君）**

質問事項の4番目、道路・公共交通について、要旨の1番、三上2号線の整備計画は、執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（三好浩之君）**

私の方からは、寺崎議員の質問事項4、道路・公共交通について、質問要旨1、三上2号線の整備計画はという御質問に対しお答えいたします。

御質問の道路については、三上地区の北部にあり、ヤクルト住宅1号線と三上開拓線とを接続する道路で、近年、沿線の開発が盛んなところでございます。

今年度において、当該路線の一部でガードレールが設置されていた箇所から東へ20メートルほどの用地について買収を済ませており、来年度に整備を計画しているところであります。

しかしながら、この路線には、昔のままの幅員2メートルの区間が約80メートルほど残っており、補助金、交付金による事業を模索し、将来的には幅員5メートルの道路として整備する計画であります。

以上、寺崎議員の質問の答弁を終わります。

**○9番（寺崎太彦君）**

ヤクルトハウスの周辺はですね、今非常に開発がされており、あそこは、三上2号線は町

道認定されておると思います。町道認定されておるなら町としてもその道路の重要性等々わかっておられるのであれば、一刻も早い全線開通が望ましいのかなと。一刻も早く町道用地の確保等々していかなければ、家が建ったら、ちょっと5メートルとれないということになったらもう非常にできないのかなと思うので、早期に取りかかれるようにしてもらえたらいいと思いますけれども、そこら辺の考えをもう一度、答弁のほどよろしく願いいたします。

**○建設課長（三好浩之君）**

ただいま寺崎議員のほうからの御質疑で、あその道路については、町道であれば早く整備をとということでの御質疑かと思うんですけれども、御存じのとおり、以前からの用地買収、三養基西部土地開発公社のほうで買収を済ませておった道路につきまして、近年、ここ二、三年ぐらいの間に開発が進みまして、民間の開発業者が開発行為を出す段階で、うちのほうからお願いという形で、用地買収していない箇所につきましては5メートルの幅員をとるようなセットバックをお願いした中で開発許可をしているというところでございます。

また、今後開発がさらに進んでいくと思いますけれども、そういった中でも協議を進めながらやっていくつもりはございますけれども、買収という形になれば、その時点でも補正予算をお願いしながらでも買収という形で民間の開発に合わせて拡幅をできれば、町費の捻出も少なく済むのかなというところで今考えてはいるところでございます。

ただ、残り80メートルの区間につきましては、何分にも2メートルほどの道路しかない状況なので、今後、その補助金等と一般財源等の関連を詳細に見た中で、単独でも施行できるような状況であれば、今後、事業計上という形で進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

**○議長（中山五雄君）**

どうしますか。（「もう終わります」と呼ぶ者あり）終わりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

そしたら、寺崎議員の質問を終わります。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後5時6分 散会